

資 料 編

甲良町地域防災計画（資料編）

目 次

1	防災関連条例、規則等	1
(1)	甲良町防災会議条例	1
(2)	甲良町災害対策本部条例	3
(3)	甲良町災害対策本部規程	4
(4)	甲良町水防協議会条例	6
(5)	甲良町消防団規則	8
(6)	湖東広域衛生管理組合規約	12
(7)	彦根愛知犬上広域行政組合規約	15
(8)	彦根市、甲良町消防事務の事務委託に関する規約	19
2	防災関連協定	21
(1)	消防相互応援協定（甲良町、豊郷町、多賀町、彦根市）	21
(2)	滋賀県広域消防相互応援協定	23
(3)	滋賀県広域消防相互応援協定「北ブロック」消防広域応援体制活動要領	26
(4)	滋賀県下消防団広域相互応援協定	28
(5)	滋賀県防災ヘリコプター支援協定	31
(6)	滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領	33
(7)	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	37
(8)	災害時における相互支援協定書	42
(9)	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書	44
(10)	災害時応急措置の協力に関する協定書式（彦根市薬剤師会）	54
(11)	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	57
(12)	L P ガスに係る災害応急復旧に関する協定書	61
(13)	災害時における物資の供給協力に関する協定書	63
3	防災組織・防災関連窓口	69
(1)	町防災会議委員	69
(2)	防災関係機関の連絡先	70
(3)	ライフライン関係連絡先	72
(4)	放送機関連絡先	72
(5)	自主防災組織等の現況	73
4	基準、要領等	74
(1)	気象庁震度階級解説表	74
(2)	災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準	78
(3)	災害救助法施行令第1条第1項第3号および第4号に関する内閣府令	82
(4)	被害状況認定基準	83
(5)	即報基準および直接即報基準	86
(6)	災害即報事項例示	89
(7)	災害時における応急食糧の緊急引渡取扱要領（滋賀県）	91

(8) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）	95
(9) 生活必需品支給の方法	96
(10) 避難勧告等広報文例	98
(11) 災害予防運動の時期	101
(12) 緊急通行車両事前届出制度	101
5 防災資機材、備蓄	102
(1) 食糧備蓄の状況	102
(2) 水防倉庫の整備基準	103
(3) 防災用備蓄資機材庫の必要資機材	103
(4) 消防の組織体制	104
(5) 消防組織の任務	105
(6) 消防車両保有状況	106
(7) 特殊消防用資機材保有状況	106
6 緊急時輸送道路、緊急時ヘリポート	107
(1) 緊急輸送道路および避難路	107
(2) 緊急時ヘリポート	109
7 避難場所、避難所等	110
(1) 指定緊急避難場所	110
(2) 指定避難所	112
(3) 福祉避難所	112
8 洪水浸水想定区域等に係る要配慮者利用施設等	113
(1) 乳幼児施設	113
(2) 福祉施設（公共施設）	113
(3) 福祉施設（民間施設）	113
(4) 学校等	113
9 文化財等	114
(1) 国宝	114
(2) 重要文化財	114
(3) 県指定	114
10 その他の施設	115
(1) 公園	115
(2) 道路の現況	116
(3) ごみ処理施設、し尿処理施設	116
11 水防・危険箇所等	117
(1) 河川重要水防区域	117
(2) 防災重点ため池	118
(3) 水防施設等	119
(4) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域	120
(5) 土石流危険溪流	121

(6) 急傾斜地崩壊危険箇所.....	121
(7) 山地災害危険地区.....	121
(8) 土砂災害警戒区域等位置図.....	122
(9) 浸水想定区域.....	123
(10) 危険物貯蔵所.....	126
12 災害履歴	128
(1) 地震災害履歴.....	128
(2) 風水害履歴.....	128
(3) 雪害履歴.....	129
(4) 干ばつ被害履歴.....	129
(5) 雷雹災害履歴.....	129
13 被災者支援制度	130
(1) 災害復興住宅融資制度.....	130
(2) 日本政策金融公庫の融資制度.....	133
(3) 天災融資制度.....	134
14 原子力災害対策関連	135
(1) 本町に関連する原子力事業所設置概要.....	135
(2) 県放射性物質拡散予測シミュレーションの概要.....	136
(3) 原発事故で放出される主な人工放射性核種と半減期.....	139
(4) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み	141
(5) 用語説明.....	156

1 防災関連条例、規則等

(1) 甲良町防災会議条例

甲良町防災会議条例

〔 昭和 37 年 9 月 21 日
条例第 8 号 〕

改正 昭和 58 年 6 月 17 日条例第 9 号
平成 3 年 3 月 12 日条例第 6 号
平成 12 年 3 月 16 日条例第 4 号
平成 18 年 7 月 31 日条例第 24 号
平成 24 年 9 月 7 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第 6 項の規定に基づき、甲良町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甲良町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 滋賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長および彦根市消防本部の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、昭和37年9月23日から施行する。

付 則(昭和58年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年条例第6号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第24号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から、平成26年3月18日までの間に新たに任命されることとなる委員の任期は、改正後の甲良町防災会議条例第3条第7項にかかわらず、改正前の甲良町防災会議条例の規定により任命された委員の残任期間を任期とする。

(2) 甲良町災害対策本部条例

甲良町災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 9 月 21 日
条例第 9 号 〕

改正 平成 24 年 9 月 7 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、甲良町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和37年 9 月23日から施行する。

付 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 甲良町災害対策本部規程

甲良町災害対策本部規程

〔 昭和 35 年 8 月 30 日
訓令代 1 号 〕

改正 平成 19 年 2 月 21 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 30 日訓令第 24 号

第 1 条 非常災害が発生し、または発生のおそれがある場合において緊急に災害情報の伝達と被害状況のは握を行い、あわせて被害の防止および災害対策を樹立するため甲良町災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

第 2 条 本部は、本部長、副本部長および本部員若干名をもって組織する。

第 3 条 本部長は町長を、副本部長は副町長および教育長にある者を、本部員は各課長および参事の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を統轄する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する。

4 本部員は、本部長の命を受け本部の業務を掌る。

第 4 条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長および本部員をもって構成し、災害に関する総合対策の樹立について協議する。

2 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

第 5 条 災害事務を処理するため本部に事務局を置き、次に掲げる班を設ける。

総務班

民生班

土木班

産業班

調査班

2 事務局に局長を置き、総務課長をもって充てる。

3 班に班長を置き、各課長をもって充てる。

第 6 条 班の分掌事務は、次のとおりとする。

総務班

(1) 災害対策の総括に関すること。

(2) 災害気象の伝達および報道に関すること。

(3) 被害状況のとりまとめおよび報告に関すること。

(4) 関係機関との連絡に関すること。

(5) その他他班に属しない事項

民生班

(1) り災者の救助対策に関すること。

(2) 医療、防疫の対策に関すること。

土木班

- (1) 土木、建築関係の災害対策に関すること。

産業班

- (1) 農林水産関係の災害対策に関すること。
- (2) 商工および観光関係の災害対策に関すること。
- (3) 農地および開拓地の災害に関すること。

調査班

- (1) 人的被害に関する調査
- (2) 家屋の被害に関する調査
- (3) 衛生関係の被害に関する調査
- (4) 農林水産関係の被害に関する調査
- (5) 商工および観光施設の被害に関する調査
- (6) 土木関係の被害に関する調査

第7条 前条の分掌事務を迅速に処理するため各区(集落)に連絡員を置く。

2 連絡員は、各区(集落)の住民の中から町長があらかじめ委嘱するものとする。

3 連絡員は、必要に応じその区(集落)内の被害状況を本部に通報するものとする。

第8条 本部長は、総合的情報に基づき災害が予測される場合、その災害の規模その他の情勢により必要あるときは、町職員に待機命令、非常活動命令等適宜命令を発するものとする。

第9条 本部は、非常災害が発生し、またはそのおそれある場合において町長が必要と認めたときに開設し、災害の発生がなく、また災害の応急措置が完了したときに閉鎖するものとする。

第10条 本部の開設前または閉鎖後における事務の連絡は総務課において行う。

第11条 災害に関し、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定めるものとする。

付 則

この規程は、昭和35年8月30日から施行する。

付 則(平成19年訓令第2号)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成22年訓令第24号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(4) 甲良町水防協議会条例

甲良町水防協議会条例

〔 昭和 58 年 9 月 24 日
条例第 19 号 〕

改正 平成 4 年 6 月 29 日条例第 20 号
平成 12 年 3 月 16 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、甲良町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 名、副会長 1 名、委員 8 名をもって組織する。

2 会長は、甲良町長とする。

3 副会長は、甲良町助役とする。

4 委員は、議会の議員、関係行政機関の職員、水防関係団体の代表者および学識経験者の中から会長が委嘱する。

(会務)

第 3 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、公職にあるものは当該職にある期間とし、その他の委員は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第 5 条 会長は、会議を招集しその議長となる。

(議決の方法)

第 6 条 協議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町の職員中より会長がこれを命ずる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、土木主管課において行う。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長がこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 4 年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成12年条例第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(5) 甲良町消防団規則

甲良町消防団規則

〔平成8年3月21日
規則第3号〕

改正 平成21年6月25日規則第9号
平成24年3月7日規則第1号
平成25年3月25日規則第6号
平成28年3月1日規則第2号

消防団の設置、区域および組織に関する規則(昭和30年規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項ならびに第23条第2項の規定に基づき、甲良町消防団(以下「消防団」という。)の組織について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団の組織は、別表第1のとおりとする。

第3条 消防団に分団を置き、その名称、区域および配置定数は、別表第2のとおりとする。ただし、団員定数に満たない場合、団長は配置定数を超えて団員を任命することができる。

(階級)

第4条 消防団に、次の階級を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 分団長 2名
- (4) 副分団長 2名
- (5) 部長 2名
- (6) 班長 14名
- (7) 団員 38名

(任命)

第5条 団長は、団員の互選により町長が任命する。

2 副団長、分団長、副分団長および部長は、団員の互選または班長の推薦により団長が任命する。

3 班長は班員の推薦、団員は区長および班長の推薦により団長が任命する。

(任務)

第6条 団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長が欠けたとき、または事故があるときは、その職務を代理する。

3 団長および副団長がともに欠けたとき、または事故があるときは、団長が定める順序に従い分団長または副分団長が、その職務を代理する。

4 分団長、副分団長、部長および班長は、上司の命を受け、所属の団員を指揮監督する。

(任期)

第7条 団長、副団長、分団長、副分団長および部長の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、分団長、副分団長および部長に欠員が生じたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(文書簿冊)

第8条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 給与品貸与品台帳
- (8) 諸命令綴
- (9) 消防法規例規綴
- (10) 雑書綴

(水火災その他の災害出動)

第9条 消防車が災害現場に出動するときは、交通法規の定める走行速度を守るとともに、正当な通行を維持するためにサイレンを用いる。ただし、引き揚げの場合の警戒信号は、鐘または警笛のみに限られる。

第10条 災害出動または引き揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 学校、医療機関等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 消防職員および団員以外の者は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。

(消火および水防等の活動)

第11条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具および資材を最高限度に活用して生命、身体もしくは財産の救護にあたり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御および鎮圧に努めなければならない。

第12条 団員が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、誠実に専心して行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果をおさめるとともに、火災の損害および水損を最小限度にとどめなければならない。
- (4) 分団およびその他の消防関係機関は、相互に連絡協調しなければならない。

(教養および訓練)

第13条 団長は、団員の品位の向上および技能の錬磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 町長は、分団もしくは団員または自主防災組織が、その任務遂行にあたって功労が特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合において、団員については団長が表彰することができる。

(自主防災組織の育成)

第15条 団長は、自主防災組織が実施する災害の予防活動および訓練に協力し、指導助言を行うものとする。

2 町長は、自主防災組織の団員が特に功労があった者については表彰することができる。

3 団長は、自主防災組織の団員が5年以上勤続し、功労があった者については表彰することができる。

(服装)

第16条 消防団の服装は、消防団員服制(昭和25年国家公安委員会告示第1号)による。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、消防団の運営および組織に関し必要なことは、団長が町長の承認を得て定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

付 則(平成24年規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

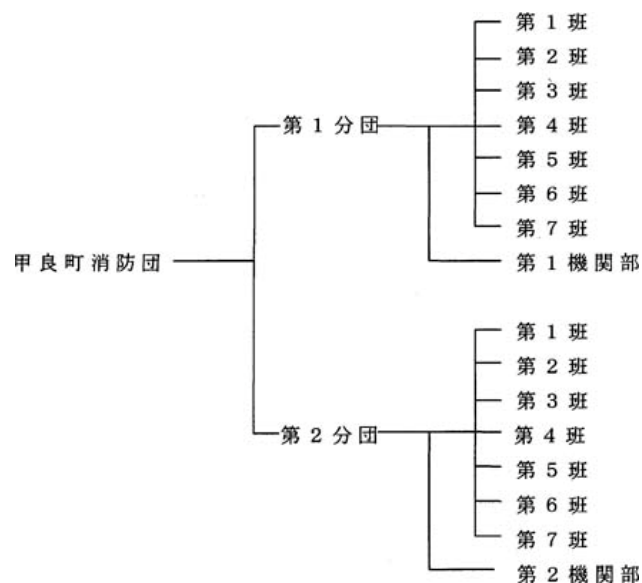
付 則(平成25年規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)



別表第2(第3条関係)

第1分団 分団長(1名) 副分団長(1名)	第1班(5名)	呉竹
	第2班(3名)	在士
	第3班(3名)	小川原
	第4班(4名)	北落
	第5班(3名)	横関
	第6班(4名)	金屋
	第7班(3名)	正楽寺
第2分団 分団長(1名) 副分団長(1名)	第1班(5名)	尼子
	第2班(5名)	下之郷
	第3班(3名)	法養寺
	第4班(5名)	長寺西
	第5班(3名)	池寺
	第6班(3名)	長寺東
	第7班(5名)	甲域

(6) 湖東広域衛生管理組合規約

湖東広域衛生管理組合規約

〔 昭和49年9月1日
県指令地第1517号 〕

改正 昭和55年3月27日県指令彦県第157号 平成3年3月2日県指令市振第417号
平成4年6月19日県指令市振第1183号 平成5年4月26日県指令市銀第774号
平成12年2月9日県指令市振第259号 平成13年2月23日県指令市振第350号
平成17年2月11日県指令合支第5号 平成18年2月13日県指令自振第28号
平成18年4月1日県指令自振第24号 平成19年4月1日県指令自振第9号
平成20年4月1日県指令自振第7号 平成21年4月1日県指令自振第4号
平成31年県指令市振第1号

(組合の名称)

第1条 この組合は、湖東広域衛生管理組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

東近江市
愛荘町
豊郷町
甲良町
多賀町

(組合の共同処理する事務及び区域)

第3条 この組合の共同処理する事務及び区域は、別表のとおりとする。

(組合事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、犬上郡豊郷町大字八町500番地に置く。

(議会の組織)

第5条 この組合の議会議員(以下「組合の議員」という。)の定数は、14人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

東近江市 4人
愛荘町 4人
豊郷町 2人
甲良町 2人
多賀町 2人

(議員の選挙)

第6条 組合の議員は、関係市町の議会において議員の中から選挙する。

- 2 前項の選挙が終わったときは、関係市町長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第7条 組合の議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の選挙に準用する。

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

- 2 前項に定める者を除くほか、組合に会計管理者その他の職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任等)

第9条 管理者は、関係市町の長の互選により、これを定める。

- 2 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。
- 3 管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の在任期間とする。
- 5 前条第2項に定める職員は、管理者が任免する。

(監査委員の選任)

第10条 この組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 識見を有する者から選任される監査委員の任期は4年とする。

(経費の支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、関係市町の負担金、補助金、手数料及びその他の収入をもってこれに充てる。

(負担金の割合)

第12条 管理者は、前条の負担金の割合については、組合の議会の議決を得て決める。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

付 則(昭和55年県指令彦県第157号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則(平成3年県指令市振第417号)

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年滋賀県指令市振第1183号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則(平成5年県指令市振第774号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則(平成12年県指令市振第259号)

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この組合は、愛知郡広域行政組合に属する可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務一切の権利義務を承継する。

付 則(平成 13 年県指令市振第 350 号)

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年県指令合支第 5 号)

この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

付 則(平成 17 年県指令自振第 28 号)

この規約は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(平成 18 年県指令自振第 24 号)

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年県指令自振第 9 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の規約第 8 条及び第 9 条の会計管理者に係る規定は適用せず、改正前の規約第 8 条及び第 9 条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成 20 年県指令自振第 7 号)

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年県指令自振第 4 号)

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年県指令市振第 1 号)

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する事務の区域
(1) 一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分並びに可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務	関係市町の区域内(東近江市については、平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る。)
(2) 障害児通所支援に関する事務	関係市町のうち東近江市を除く区域内
(3) 乳幼児発達相談指導事業に関する事務	
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する市町村審査会に関する事務	

(7) 彦根愛知犬上広域行政組合規約

彦根愛知犬上広域行政組合規約

〔平成12年9月1日
県指令市振第1667号〕

改正 平成19年2月7日滋賀県指令自振第8号

改正 平成22年1月14日滋賀県指令自振第1号

改正 平成25年10月15日滋賀県指令市振第720号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、彦根愛知犬上広域行政組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

彦根市

愛荘町

豊郷町

甲良町

多賀町

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる関係市町の区分に応じ、それぞれ左欄に掲げる事務を共同処理する。

共同処理する事務	関係市町
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	多賀町
(3) 新しいごみ処理施設(関係市町が共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設をいう。以下同じ。)の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町
(4) 新たに設置する火葬場(関係市町が共同で火葬業務を行うために新たに設置する施設をいう。以下同じ。)の設置および管理運営に関する事務	甲良町 多賀町

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織および議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、19人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。

彦根市 10人

愛 莊 町 3 人
豊 郷 町 2 人
甲 良 町 2 人
多 賀 町 2 人

2 組合議員は、関係市町の議会議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

4 第 2 項および前項の選挙が終わったときは、関係市町は速やかにその結果を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

(特別議決)

第 6 条の 2 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部の市町に係るものの議決については、当該事件に関係する市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第 3 章 執行機関

(管理者)

第 7 条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、関係市町の長のうちから互選によって定める。

3 管理者の任期は、当該市町の長の任期による。

(副管理者)

第 8 条 組合に副管理者 5 人を置く。

2 副管理者は、管理者の属する関係市町以外の関係市町の長および管理者の属する市町の副市町長(管理者の属する関係市町に 2 人以上の副市町長が置かれている場合は、管理者の指定する副市町長とする。以下同じ。)をもって充てる。

3 副管理者の任期は、当該関係市町の長または当該市町の副市町長の任期による。

4 管理者に事故があるときまたは欠けたときは、管理者が予め指定した副管理者が、その職務を代理する。

(会計管理者)

第 9 条 組合に会計管理者を置く。

(補助機関)

第 10 条 組合に、前 3 条に定める者を除くほか、組合の事務を処理するため、職員を置く。

2 前項の職員の任免は、管理者が行うものとする。

3 第 1 項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第 11 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て識見を有する者および組合議員のうちから各 1 人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第 4 章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費)

第 12 条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の関係市町の負担金は、第 3 条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとする。この場合において、負担金の額は、次の各号に掲げる経費の区分ごとに、当該各号に定める方法により算出し、その割合等は、条例で定める。

- (1) 火葬場および最終処分場の設置および管理運営に関する経費 均等割および人口割
- (2) 新しいごみ処理施設の設置に関する経費 均等割および人口割
- (3) 新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費 均等割、人口割および利用割
- (4) 新たに設置する火葬場の設置および管理運営に関する経費 均等割および人口割

第 5 章 雑則

第 13 条 この規約に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間の関係市町の負担金の額については、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、解散前の彦根犬上広域斎場管理組合規約および彦根・犬上広域廃棄物投棄場管理組合規約の例による。
- 3 この組合は、平成 12 年 10 月 31 日をもって解散する彦根犬上広域斎場管理組合および彦根・犬上広域廃棄物投棄場管理組合の財産、職員および事務を承継する。

付則(平成 19 年 2 月 7 日滋賀県指令自振第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により、在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の規約第 9 条の規定は適用せず、改正前の規約第 9 条の規定は、なおその効力を有する。

付則(平成 22 年 1 月 14 日滋賀県指令自振第 1 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 彦根市および愛荘町の組合議員の定数は、この規約の施行の日以降初めて行われる増員選挙の日までは、なお従前の例による。

付則(平成 25 年 10 月 15 日滋賀県指令市振第 720 号)

この規約は、許可の日から施行する。

(8) 彦根市、甲良町消防事務の事務委託に関する規約

彦根市、甲良町消防事務の事務委託に関する規約

〔 昭和 49 年 1 月 11 日
規約第 1 号 〕

改正 昭和 63 年 10 月 31 日規約第 1 号

(事務委託の範囲)

第 1 条 甲良町は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理および執行を彦根市に委託する。

- (1) 消防に関する事務(ただし、消防団、消防水利に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。)
- (2) 救急に関する事務
- (3) 救助に関する事務

(経費の負担および予算の執行)

第 2 条 委託事務の管理および執行に要する経費は、甲良町の負担とする。

2 前項の経費の額および納付の時期は、彦根市長と甲良町長と協議して定める。

第 3 条 彦根市長は、委託事務の管理および執行にかかる収入および支出については、分別し、経理するものとする。

第 4 条 委託事務の管理および執行に伴い徴収する使用料、手数料、その他の収入はすべて彦根市の収入とする。

第 5 条 決算の結果剰余金を生じた場合は、これを翌年度に繰り越して使用するものとし、不足金を生じた場合は、甲良町は翌年度にこれを負担するものとする。この場合においては、彦根市長は繰越金および不足金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲良町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第 6 条 彦根市長は、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲良町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第 7 条 消防行政の円滑化を図るため、構成市町による連絡会を設置し、その構成および運営方法は別に定める。

(条例等制定または改廃の場合の措置)

第 8 条 委託事務に適用される彦根市の条例等の制定または改廃があった場合は、彦根市長は直ちに当該条例等を、甲良町長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲良町長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の全部または一部を廃止した場合の措置)

第 9 条 委託事務の全部または一部を廃止した場合においては、当該委託事務の管理および執行にかかる収支は、廃止の日をもって打ち切り、彦根市長がこれを決算する。

2 前項の決算に伴って過不足が生じたときは、速やかに精算しなければならない。

(委任)

第10条 前各号に定めるもののほか、この規約施行に関し必要な事項は、彦根市長および甲良町長が協議して定めるものとする。

付 則

1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

2 甲良町長は、委託事務にかかる書類、帳簿その他の物件で必要とするものは、直ちに彦根市長に引継ぐものとする。

付 則(昭和63年規約第1号)

この規約は、昭和64年4月1日から施行する。

2 防災関連協定

(1) 消防相互応援協定（甲良町、豊郷町、多賀町、彦根市）

消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第21条の規定に基づき、消防相互応援について次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防団間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、彦根市、甲良町、豊郷町および多賀町の地域とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは大規模火災、爆発、その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という。）をいう。

（応 援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防団の管理者（以下「管理者」という。）は、他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請および派遣の方法は運用細目で定める。

（経費の負担）

第5条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

（1）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は応援した管理者の負担とする。

（2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

（3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。

（改廃等）

第6条 この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運 用）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については運用細目で定める。

（施行日）

第8条 この協定は昭和53年4月1日から実施する。

消防相互応援協定に係る運用細目

消防相互応援協定第7条の規定に基づき、消防団の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次のとおり締結する。

（災害等の種別）

第1条 消防相互応援協定第3条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものとする。

- （1）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
- （2）危険物、高圧ガス等の大規模な火災
- （3）延焼が拡大すると認められる建物火災
- （4）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

（応援要請の方法）

第2条 被災地の管理者は、燃焼の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

- （1）災害等の種別、概要
- （2）災害等の発生日時、場所
- （3）応援消防力の指定
- （4）その他必要な事項

2 応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を消防応援隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

（応援要請の方法）

第3条 管理者は、被災地の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。

- （1）応援消防隊の出発時刻
- （2）応援消防隊の到着（予定）時刻
- （3）応援消防隊の消防力
- （4）その他必要な事項

2 応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。ただし近隣火災のうち第1条各号に該当しないものについては除くものとする。この場合において前条第2項についても同様とする。

（改廃等）

第4条 この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（施行日）

第5条 この運用細目は、昭和53年4月1日から実施する。

この細目の成立を証するため、この協定書を作成し管理者は記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

（２）滋賀県広域消防相互応援協定

（目的）

第１条 この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

（ブロック区分）

第２条 滋賀県内消防本部を次の２ブロックに区分するものとする。

（１）南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

（２）北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

（災害対象）

第３条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第９７条第７項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

（応援要請の手続）

第４条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

２ 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

３ 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

（１）災害の発生場所及び概要

（２）必要とする車両、人員及び資機材

（３）集結場所及び活動内容

（４）その他応援に必要な事項

４ 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

（応援隊の手続）

第５条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援の中断）

第６条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条 応援隊は、消防組織法第４７条の規定に基づき、要請市町等の長の指揮の下に行動するもの

とする。

- 2 前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

(応援経費)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- オ 被服の損料等
- カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 賞じゅつ金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

- 2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。

(防災航空隊の要請)

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 2 月 15 日

大 津 市 長

湖南広域行政組合管理者

甲賀広域行政組合管理者

東近江行政組合管理者

彦 根 市 長

湖北地域消防組合管理者

高 島 市 長

(3) 滋賀県広域消防相互応援協定「北ブロック」消防広域応援体制活動要領

彦根市消防本部
東近江行政組合消防本部
湖北地域消防本部

1 趣 旨

この要領は、滋賀県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づき、滋賀県消防長会策定の消防広域応援体制運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）に定める事項のうち、彦根市消防本部、東近江行政組合消防本部、湖北地域消防本部（以下「北ブロック」という。）の相互応援要請に係る具体的な事項について定めるものとする。

2 応援体制の組織および編成について

- (1) 北ブロック幹事消防本部は、東近江行政組合消防本部とし、代行幹事消防本部は湖北地域消防本部とする。
- (2) 幹事消防本部は、応援側消防本部で別記2「北ブロック現有消防力一覧表」および別記2-1「北ブロック現有消防食器材一覧表」に基づき応援隊を組織する。
なお、幹事消防本部（東近江行政組合消防本部）で応援要請が必要な場合は、代行幹事消防本部がその任に当たるものとする。
- (3) 北ブロック内で応援隊が組織困難な場合は、代表消防本部（代行消防本部）と協議し応援隊を組織する。

3 応援要請連絡体制について

(1) 連絡体制

要請側消防本部からブロック幹事消防本部（代行幹事消防本部）への応援要請の方法および通信順位は、次表による。

応援要請に係る通信順位・連絡区分表

通信順位・連絡区分	彦根市消防本部	東近江行政組合消防本部	湖北地域消防本部
未公表有線電話	0749-22-6119	0748-22-7605	0749-62-7194
F A X	0749-22-9427	0748-23-0119	0749-62-3777
県内共通無線電話	ひこしょうほんぶ	ひがしおうみしょうぼう	こほくしょうぼう
全国共通無線電話	ひこしょうほんぶ	ひがしおうみしょうぼう	こほくしょうぼう

(2) 連絡方法

ア 連絡については、別記1「北ブロック消防広域応援体制連絡フロー」による。

イ 応援要請の方法については、第1手段として未公表有線電話と同時にFAX送信により様式1「応援要請連絡表」でブロック幹事消防本部（代行幹事消防本部）へ要請する。

4 情報収集体制及び指揮体制について

- (1) 災害現場における情報収集手段は、県内共通波で統一する。（使用不能の場合は全国波とする。）
- (2) 応援隊の指揮および情報収集は、自隊消防波で統一する。

5 応援隊集結場所等について

- (1) 応援隊は、原則として別図「消防広域応援体制北ブロック現場誘導図面」のポイント番号で

示す集結場所に集合するものとする。

ただし、災害現場が明確な場合は、応援側消防本部は災害現場指揮所に集結し要請側消防本部指揮者の指示に従うものとする。

(2) 応援要請時における応援側消防隊の誘導については、原則として集結場所から災害現場までは、要請側消防本部が行うものとする。

(3) 管内医療機関を示す関係図面の作成については、各消防本部で所持している県内救急指定病院位置図を活用するものとする。

6 そ の 他

(1) この協定に基づくブロック内の応援体制が円滑に稼働できるよう「北ブロック消防応援連絡協議会」を設け、毎年1回情報交換会議を各消防本部持ち回りで実施する。

(2) この協定の目的達成のため、北ブロックにおいて各種訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画等については、ブロック内消防本部と調整のうえ、幹事消防本部が計画し実施する。

(3) この協定に基づく要領に定めるもののほか、今後の活動により北ブロックとして具体的にしておく必要がある事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(4) この協定に基づく要領は、原本を3部作成し、北ブロックの各消防本部がそれぞれ1部を保管するものとする。

付 則 この要領は、平成25年3月15日から施行する。

※ 別記および様式は省略

（４）滋賀県下消防団広域相互応援協定

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和２２年法律２２６号。）第３９条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第１条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第２条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第３条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を４つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

２ ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第１０条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

（対象とする災害）

第３条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎよ困難な大規模災害等とする。

- （１）大規模な地震・風水害等の自然災害
- （２）大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- （３）航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- （４）武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第４条 この協定に基づく応援の要請は、第３条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

２ 前項に規定する応援要請は、第１０条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （１）災害の発生場所および概要
- （２）必要とする人員、車両等
- （３）集結場所、活動内容および連絡責任者
- （４）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。
また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

２ 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- （１）応援側市町において大規模災害が発生し、またはその恐れがある場合

(2) 他の応援協定により応援出動している場合

(3) 市町の特別な事情がある場合

(4) その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町が負担する経費

ア公務上の災害補償費

イ旅費および出動手当

ウ車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ車両等の修理費

オ被服の損料等

カ交通事故における損害賠償等

(2) 要請側市町が負担する経費

ア車両等の燃料費で現地で調達したもの

イ宿泊費および食糧費

ウ応援活動中の第三者に対する損害賠償および損失補償費

エその他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項のほか、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれに準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書26通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

（５）滋賀県防災ヘリコプター支援協定

（趣 旨）

第１条 この協定は、滋賀県内の市町および消防事務を共同処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条の 3 の規定に基づき、滋賀県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条 本規定に基づき市町等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

（支援要請）

第４条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断する場合に滋賀県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与える恐れのある場合。

（２）発災市町等の消防力によっては、災害の防御または災害情報の収集が著しく困難と認められる場合。

（３）その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合。

２ 琵琶湖上の事案にかかる支援要請は、第 2 条の規定にかかわらず、最初に発見もしくは通報を受けた市町等が行うものとする。

（支援要請の方法）

第５条 支援要請は、滋賀県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別

（２）災害発生の日時、場所および被害の状況

（３）災害発生現場の気象状態

（４）災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法

（５）場外離着陸場の所在地および地上支援体制

（６）支援に要する資器材の品目および数量

（７）その他必要な事項

（支援要請の方法の特例）

第６条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続きがとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

（防災航空隊の派遣）

第７条 知事は、第４条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

- 2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合には、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。
- 3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する航空機等の応援による支援を実施できる場合には、その旨速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。
- 4 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、発災市町等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の活動は、発災市町等の消防機関と密接な連携を図りながら行われるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、滋賀県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、滋賀県および市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。なお、この協定の発効により平成16年3月24日に締結した「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、知事および市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成18年4月1日

滋賀県知事
大津市長
湖南広域行政組合管理者
甲賀広域行政組合管理者
東近江行政組合管理者
愛知郡広域行政組合管理者
彦根市長
湖北地域消防組合管理者
高島市長

(6) 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第5項の規定に基づく、防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索または救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規定との関係)

第3 緊急運航については、要綱および滋賀県防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7までおよび第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の全ての要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性 地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生じる恐れがある場合。）

(3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員は十分な活動が期待できない、または活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急者で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

イ 山村、へき地等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が登場できる場合。

エ その他、特に防災ヘリコプターによる救急活動が有効だと認められる場合。

(2) 救助活動

ア 水難事故および山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合。

エ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合。

オ その他、特に防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合。

(3) 火災防御活動

ア 林野火災等において、地上からの消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ 大規模火災等が発生し、または延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

ウ 交通遠隔地の大規模火災等において人員、資機材等の搬送手段がない場合、または防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

エ その他、特に防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合。

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、洪水等の自然災害、または航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、もしくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医療品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合。

ウ 災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ生活に伝達する必要があると認められる場合。

エ その他、特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合。

(緊急運行の要請)

第6 要綱第15条第1項第1号の要請は、協定に基づき、災害が発生した市町ならびに消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町においては、当該町長。以下「消防長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、防災危機管理局（以下「防災航空隊」という。）に対して電話にて速報後、防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当すると予測される事案が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに防災航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況および現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、消防長等にその旨回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出場体制を整えなければならない。

3 運航管理責任者は第1項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保および安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告等)

第9 隊長は、緊急運航中に把握した災害の状況を災害等速報（様式第2号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した消防長等は、災害等が収束した場合、その結果を要請した消防長等が定める様式（活動概要報告書等）により速やかに報告するものとする。

(滋賀県地域防災計画に基づく緊急運航)

第10 滋賀県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の準備態勢以上の体制が発令された場合の情報収集および地域防災計画の災害応急活動に基づく緊急運航については、滋賀県防災危機管理監（滋賀県災害対策本部が設置された場合においては県本部防災危機管理監、滋賀県災害警戒本部が設置された場合においては副本部長）の命により出場する。

2 第8第1項の規定は、前項の場合については準用する。

(その他)

第11 この要領の施行についての必要な事項は、別に定める。

(付 則)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

(付 則)

この改正要領は、平成11年11月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成12年5月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成13年6月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成15年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成16年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成17年1月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成19年4月1日から適用する。

防災航空隊出場要請書

緊急直通電話

F A X

1	要 請 団 体	発信者
2	災 害 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)自然災害
3	要 請 内 容	(1)救急 (2)救助 (3)消火 (4)偵察 (5)自然災害
4	発生場所目標	市町 番地 目標
5	発 生 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃
6	事 故 概 要 災 害 概 要	
7	気 象	天候 風向 風速 m/s 気温 ℃ 視界 m 警報・注意報
8	出 場 先 臨 着 場	場所 市町 番地 要請側病院名
9	搬 送 先 臨 着 場	場所 市町 番地 搬送側病院名
10	傷 病 者 等	傷病者指名 生年月日 年 月 日 才 傷病名 程度 (重 中 軽) 男・女
11	現 地 搭 乗 者	有・無 職名 氏名
12	地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン
13	他の航空機の 活 動 要 請	有・無 機関名 機数 機
14	要 請 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2	到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分
3	活動予定時間	時間 分
4	必要資機材	
その他の特記事項		

受 信 者

（７）大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

改正平成２１年３月２３日消防応第９７号

１ 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和２２年法律第２２号）第４４条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

２ 用語の定義

（１） 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（２） 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（３） 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（４） 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

３ 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（１） 大規模な地震、風水害等の自然災害

（２） 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、 事故等

（３） 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

（４） 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

（５） その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

４ 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

（１） 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

（２） 火災出場

消火活動のための出場

（３） 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

① 応援側市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

① 必要とする応援の具体的内容

② 応援活動に必要な資機材等

③ 離発着可能な場所及び給油体制

④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

⑤ 離発着場における資機材の準備状況

⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名

⑧ 気象の状況

⑨ ヘリの誘導方法

⑩ 要請側消防本部の連絡先

⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

（８）災害時における相互支援協定書

鳥取県中部定住自立圏および湖東定住自立圏は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した自立圏（以下「被災自立圏」という。）が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災自立圏の要請を受けた自立圏（以下「支援自立圏」という。）が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（災害）

第１条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。

（救助）

第２条 救助の種類は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項のとおりとし、被災自立圏・支援自立圏間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

（支援）

第３条 前条に定めるもののほか、被災自立圏が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災自立圏・支援自立圏間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災自立圏の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ食
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災自立圏から要請のあった事項

（費用負担）

第４条 支援等に要した経費は、原則として被災自立圏の当該市町が負担する。

（連絡調整）

第５条 各定住自立圏の中心市である鳥取県倉吉市および滋賀県彦根市（以下「中心市」という。）を本協定に基づく支援等に関する窓口とし、各定住自立圏を構成する市町との連絡調整を行う。

（その他）

第６条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、中心市を中心に、その都度各定住自立圏が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、各市町長が署名の上、各自 1 通を保有する。

平成25年10月17日

鳥取県中部定住自立圏

鳥取県倉吉市	倉吉市長
鳥取県東伯郡三朝町	三朝町長
鳥取県東伯郡湯梨浜町	湯梨浜町長
鳥取県東伯郡琴浦町	琴浦町長
鳥取県東伯郡北栄町	北栄町長

湖東定住自立圏

滋賀県彦根市	彦根市長
滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町長
滋賀県犬上郡豊郷町	豊郷町長
滋賀県犬上郡甲良町	甲良町長
滋賀県犬上郡多賀町	多賀町長

（９）災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「甲」という。）と稲枝商工会、愛知川商工会、秦荘商工会、豊郷町商工会、甲良町商工会および多賀町商工会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、その救助に必要なとなる生活関連物資（以下「物資」という。）の確保および調達を円滑に行うとともに、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）および甲の各地域防災計画に基づく応急救援活動を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

第１章 物資の確保および調達

（物資の指定）

第１条 甲が乙に供給を要請する物資は、おおむね別表に掲げるものとし、乙が保有かつ供給可能な物資とする。

２ 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、別途物資を指定できるものとする。

（物資の確保等の要請）

第２条 甲は、災害時に、乙に対して物資の確保および調達について要請することができる。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、物資の運搬等可能な限り必要な活動（以下「応援活動」という。）を行うものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

３ 物資の供給数量について、甲の要請に乙が応じかねるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請の手続）

第３条 甲は、災害時における物資の確保および調達を行うため、乙の応援を要請する必要があると判断したときは、物資供給要請書（別記様式第１号）により、要請の手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給要請受託書（別記様式第２号）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により返答し、事後速やかに物資供給要請受託書を提出するものとする。

（費用の負担）

第４条 甲の要請した物資の供給および運搬に要した費用は、甲の負担とする。ただし、乙が自主的に行う救援物資に伴う費用は、乙の負担とする。

２ 甲が支払うべき代金は、物資の供給および運搬後、乙の提供する物資調達確認書（別記様式第３号）等に基づき甲が検査を行い、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

３ 前２項に規定するもののほか、この協定による応援活動に要する経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の引渡し）

第５条 物資の引渡し場所および運搬場所は、甲が指定するものとする。

２ 甲は乙に対して、甲の各地域防災計画に定める域内配送拠点、避難場所等の情報を提供し、災害時に備えるものとする。

- 3 物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

第2章 応急救援活動への応援

(応急救援活動の要請)

第6条 甲は、災害時における応急救援活動として、公共土木施設（甲が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

(協力)

第7条 乙は、前条の要請があったときは、その趣旨に従い、乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、乙は、当該法令の規定に従い、必要な協力を行うものとする。

- 2 乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」による応援要請があったときは、滋賀県と甲との協議の結果に従い、応急救援活動を行うものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、応急救援活動への乙の協力については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(要請の手続)

第8条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援を要請する必要があると判断したときは、応急救援活動要請書（別記様式第4号）により、要請の手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受託する場合は、応急救援活動要請受託書（別記様式第5号）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により返答し、事後速やかに災害応急救援活動受託書を提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 第7条に規定する要請に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、この協定による応援活動に要する経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害の賠償)

第10条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により損害が生じた場合、その損害の賠償の責については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第3章 補則

(災害補償)

第11条 この協定に基づき乙が実施した応援活動および応急救援活動により、乙の所属会員が負傷、疾病または死亡した場合には、甲の各消防団員等公務補償条例の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該会員が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一事故については、甲はこれらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 第2条および第7条の要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては各市町の災害担当所管の責任者を、乙においては各商工会の事務責任者をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置等)

第13条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

2 甲は、応援活動および応急救援活動が迅速・的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、甲が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第17条 この協定は、平成20年1月26日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 1月26日

(甲) 彦根市元町4番2号

彦根市長

愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町長

犬上郡豊郷町石畑375番地

豊郷町長

犬上郡甲良町在土353番地1

甲良町長

犬上郡多賀町多賀324番地

多賀町長

(乙) 彦根市稲部町607番地1

稲枝商工会長

愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛知川商工会長

愛知郡愛荘町安孫子811番地1

秦荘商工会長

犬上郡豊郷町石畑374番地6

豊郷町商工会長
犬上郡甲良町在士 3 5 1 番地 4
甲良町商工会長
犬上郡多賀町多賀 2 3 0 番地 1
多賀町商工会長

別表（第1条関係）
主な生活物資の一覧

1	食料品	米、真空米飯、パン、カンパン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、梅干、佃煮、のり、牛乳、麺類など
2	医療品	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）など
3	寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳幼児用衣類、おむつカバー、防寒着、さらし、タオルなど
4	日用品	ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、割りばし、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ごみ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具など
5	その他	ビニールシート、マット、じゅうたん、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベット、仮設トイレ、扇風機、電気ストーブ、石油ストーブなど

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

各市町長名

印

物資供給要請書

災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次の物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	引渡し場所	引渡し日時

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

各市町長 様

供給者

所在地

名 称

代表者

印

物資供給要請受託書

年 月 日付け 第 号で要請のありました物資供給につきまして、次の
とおり受託します。

- 1 要請書のとおり
- 2 要請書から一部変更（変更部分を記載）

品 名	規 格	数 量	引渡場所	引渡日時

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

各市町長 様

供給者

所在地

名 称

代表者

印

物 資 調 達 確 認 書

年 月 日付けの物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品 名	規 格	数 量	引渡場所	引渡日時

物資搬入者 _____ 印

物資受取者 _____ 印

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号

年 月 日

様

各市町長名

印

応急救援活動要請書

災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 応援の区分

- (1) 人命救助のための土木資機材および労力
- (2) 公共土木施設の応急復旧

2 災害の状況および応援を必要とする理由

3 応援要請内容

区 分	内 容
活動内容	
活動期間	
活動場所	
機械の種類・数量	
資機材の種類・数量	
労力の内容	
その他	

連絡責任者：氏名

電話

様式第5号（第8条関係）

年 月 日
各市町長 様

応援者
所在地
名 称
代表者

印

応急救援活動要請受託書

年 月 日付け 第 号で要請のありました応急救援活動について、次のとおり受託します。

1 応援の区分

- (1) 人命救助のための土木資機材および労力
- (2) 公共土木施設の応急復旧

2 応急要請の内容

区 分	内 容
活動内容	1 要請書のとおり 2 変更点_____
活動期間	1 要請書のとおり 2 変更点_____
活動場所	1 要請書のとおり 2 変更点_____
機械の種類・数量	1 要請書のとおり 2 変更点_____
資機材の種類・数量	1 要請書のとおり 2 変更点_____
労力の内容	1 要請書のとおり 2 変更点_____
その他	1 要請書のとおり 2 変更点_____

3 現場の責任者

会社名 役職・氏名 連絡先

(10) 災害時応急措置の協力に関する協定書式（彦根市薬剤師会）

甲良町を甲とし、社団法人彦根市薬剤師会を乙として、甲乙両者は甲良町内に地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合甲と乙との間において、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲良町内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、甲が医薬品等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する医薬品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する医薬品等の優先供給および搬出に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請は、出荷要望書(第1号様式)により行うものとする。ただし緊急を要するときは、甲は口頭により要請することとし、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（運 搬）

第4条 出荷要請した医薬品等の運搬は、甲または甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（代金の支払）

第5条 乙が供給した医薬品等の代金および乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（価格の決定）

第6条 前条の規定により甲の負担する医薬品等の価格は、医薬品等の優先供給および運搬後、乙の提出する運搬確認書(第2号様式)に基づき、甲乙両者協議の上災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 年 月 日までとする。

ただし、期間満了1か月前までは甲乙双方から何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、以後も同様とする。

（雑 則）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲乙両者協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 甲良町

甲良町長

乙 社団法人 彦根市薬剤師会

理事長

第1号様式（第3条）

甲 ○ 第 号
平成 年 月 日

殿

甲良町長

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日締結した「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書」第5条の規定に基づき、次の物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

第2号様式（第6条）

運 搬 確 認 書

平成 年 月 日付け甲 ○ 第 号の出荷要請書に基づき、次の物資の出荷したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日

（ 甲 良 町 ）
（彦根市薬剤師会）

印
印

(11) 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

甲良町長 北川 豊昭（以下「甲」という。）と滋賀県電気工事工業組合 理事長 鹿野 敏夫（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲良町地域防災計画に基づき、甲良町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、公共施設における電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、応急復旧の必要がある場合に、乙に対して応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別記様式第1号「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- （1）被害が発生した場所
- （2）被害の状況
- （3）応急普及の応援内容
- （4）その他、参考となる事項

（応急復旧の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、甲に協力し、応急復旧を実施するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別記様式第2号「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用（ただし、人件費は除く。）については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとして、乙は応急復旧の応援終了後、甲の認定を受けて請求するものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、第3条の規定により応急復旧に従事した者が、応急復旧に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体に障害を有することとなった場合は、甲良町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年9月29日条例第22号）の規定により補償するものとする。ただし、次に掲げる場合は除くものとする。

- （1）応急復旧に従事する者の故意または重大な過失による場合
- （2）当該損害につき労働者災害補償保険法等に保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、甲良町総務課長、乙においては滋賀県電気工事工業組合彦根支部長とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合には、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年7月27日から平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成22年7月27日

甲 滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1

甲良町

甲良町長

乙 滋賀県草津市青地町299番地1号

滋賀県電気工事工業組合

理事長

別 記

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書

滋賀県電気工事工業組合

理事長 様

甲良町長

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

区 分	内 容
被害が発生した場所	
被害の状況	
応急復旧の応援内容	
その他、参考となる事項	

別 記

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告

甲良町長 様

滋賀県電気工事工業組合

理事長

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づく応援が、下記のとおり終了したので報告します。

記

応援期間	応援内容等	その他

(12) L P ガスに係る災害応急復旧に関する協定書

甲良町長 北川豊昭（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県エルピーガス協会犬上支部長木村重三（以下「乙」という。）は、次のとおりエルピーガスに係る災害応急復旧等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲良町内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、災害対策基本法及び、甲良町地域防災計画に基づき、公共施設の施設応急復旧や避難所開設等、エルピーガスの使用を必要とする場合には、甲から乙に応援協力を求めるものとし、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し緊急にエルピーガスを使用する必要がある場合に、乙に対し作業資機材、労働及びエルピーガスの供給等の提供（以下「業務」という。）を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、災害の状況に応じて乙に対し、次に掲げる事項を明示して乙に業務の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（ア）災害の状況及び復旧場所

（イ）協力を必要とする業務内容

（ウ）協力を必要とする業務期間

（エ）その他参考となる事項

（業務の実施）

第4条

1 乙は、甲から協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、すみやかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。

3 会員は、乙の指示に従うものとし、業務が完了したときは、乙に直ちに報告するものとする。

（経費の負担及び請求）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用（ただし、人件費は除く。）は、甲が負担するものとし、その額については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の賠償）

第6条 甲の要請により、乙が協力した業務の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償の責については甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実施を期するため、甲は乙に対しその会員名簿並びに保有する車両及び作業用資機材の種類及び数量等について報告を求めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甲良町総務課長を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会犬上支部長を指定するものとする。

(その他)

第9条 協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成22年 1月 27日

甲 犬上郡甲良町

甲良町長

乙 社団法人滋賀県エルピーガス協会

犬上支部長

※「社団法人滋賀県エルピーガス協会」は、現在「一般社団法人滋賀県LPガス協会」に改名している

(13) 災害時における物資の供給協力に関する協定書

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「甲」という。）と社団法人彦根青年会議所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるこのとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において応急救急活動として、物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有・準備する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請をするときは、物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、甲は、乙に対し、電話により要請を行い、後日速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給要請受託書（様式第2号）を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって受託する時間的余裕がない場合は、乙は、甲に対し、電話により受託することを伝え、後日速やかに物資供給要請受託書を甲に提出するものとする。

（要請事項に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲が必要と認めるものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、原則として、甲が指定する場所とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資調達確認書（様式第3号）等により確認の上引渡しを受けるものとする。

2 前項の指定場所までの運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲または甲が協力を要請する運送業者等が行うものとする。

（費用）

第6条 物資の取引価格は、災害等発生直前における適正な価格（運搬等に係る費用を含む。）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、引き取った物資の代金を、乙に対し、取引後速やかに支払うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、この協定による救援活動に要する経費については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条の要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては災害担当所管の責任者を、乙においては理事長をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲または乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年8月31日

甲 彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長

愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町
愛荘町長

犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町
豊郷町長

犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町
甲良町長

犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町
多賀町長

乙 彦根市中央区3番8号
社団法人 彦根青年会議所
理事長

※「社団法人彦根青年会議所」は、現在「公益社団法人彦根青年会議所」に改名している

様式 1 号（第 2 条関係）

第 号

年 月 日

社団法人 彦根青年会議所 様

各市町長

印

物資供給要請書

災害時における物資の供給協力に関する協定書第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡し場所	引渡し日時

様式2号（第2条関係）

年 月 日

各市町長 _____ 様

供給者

所在地

彦根市中央町 3－8

名称

社団法人 彦根青年会議所

代表者

理事長

印

物資供給要請受託書

年 月 日 付け第 _____ 号で要請のありました物資供給について、次のとおり受託します。

1 要請書のとおり

2 要請書から一部変更（変更部分を記載）

品名	規格	数量	引渡し場所	引渡し日時

様式 3 号（第 5 条関係）

各市町長 _____ 様

供給者

所在地

名称

代表者

印

物資調達確認書

年 月 日 付けの物資供給要請書について、次の物資を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	引渡し場所	引渡し日時

物資搬入者 _____ 印

物資受取者 _____ 印

別表（第4条関係）

主な救援物資の一覧

1 食料品

容器入り飲料水、飲料（ジュース等）、米、パン、みそ、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、ベビーフード、インスタント食品、レトルト食品（主食）、缶詰（イージーオープン）、野菜、果物、ふりかけ、漬物、梅干、つくだ煮、カップ麺、調味料など

2 医療品

消毒薬、傷薬、風邪薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、ばん創こう生理用品、紙おむつ（幼児用、大人用）、おしりふきなど

3 衣類・寝具

外衣、肌着、下着、靴下、毛布、布団、ジャージ、防寒着、タオル、乳幼児用衣類など

4 日用品

洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、濡れティッシュ、ラップ、ごみ袋、バケツ、マスク、ガムテープ、ポリタンク、ブルーシート、やかん、ラジオ、ロープ、スリッパ、雨具など

5 食器類

食器、はし、紙コップ、紙皿、哺乳びん、鍋など

6 光熱材料

簡易ライター、乾電池、懐中電灯、卓上ガスコンロ、カセットボンベ、マッチ、ろうそくなど

7 冷暖房機器

電気ストーブ、石油ストーブ、木炭、簡易コンロ、使い捨てカイロなど

3 防災組織・防災関連窓口

(1) 町防災会議委員

	種別	機 関 名	役 職 名
会 長		甲良町	甲良町長
委 員	1 号	彦根地方气象台	次長
	2 号	湖東土木事務所	所長
		湖東健康福祉事務所	所長
	3 号	彦根警察署	署長
	4 号	甲良町	総務課長
		〃	保健福祉課長
		〃	建設水道課長
		〃	産業課長
		〃	人権課長
		〃	教育次長
	5 号	甲良町	教育長
	6 号	彦根市消防本部	犬上分署長
		甲良町消防団	団長
	7 号	関西電力送配電(株)彦根営業所	所長
		近江鉄道(株)	代表取締役
		西日本電信電話(株)滋賀支店	災害対策担当部長
	8 号	自主防災組織	代表（区長）

(2) 防災関係機関の連絡先

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
甲良町	災害対策本部（総務課）	0749-38-3311	0749-38-3421
	建設水道課	0749-38-5068	0749-38-5071
	保健福祉課	0749-38-5151	0749-38-5150
	産業課	0749-38-5069	0749-38-5122
消防等	彦根愛知犬上広域行政組合	0749-35-0015	0749-35-4711
	湖東広域衛生管理組合	0749-35-4058	
	彦根市消防本部（消防総務課）	0749-22-0314	0749-22-9427
	彦根市消防本部犬上分署	0749-38-3130	0749-38-3119
滋賀県	知事公室 防災危機管理局（管理・情報係）	077-528-3436(025-100-819)	077-528-6037
	土木交通部 道路課（防災保全係）	077-528-4133(025-100-831)	077-528-4903
	同 流域政策局 流域治水政策室（防災係）	077-528-4152(025-100-834)	077-528-4904
	同 砂防課（土砂災害防止係）	077-528-4192	077-528-4907
	健康医療福祉部 健康福祉政策課（総務係）	077-528-3511(025-100-825)	077-528-4850
	琵琶湖環境部 循環社会推進課	077-528-3471	077-528-4845
	湖東土木事務所 経理用地課（防災・経理係）	0749-27-2241 (025-100-55-862)	0749-23-3531
	湖東環境事務所	0749-27-2255	0749-27-1688
	湖東農業農村振興事務所（田園振興課）	0749-27-2222	0749-24-6229
	湖東健康福祉事務所(彦根保健所)（医療福祉連携係）	0749-21-0281	0749-26-7540
	滋賀県北部流域下水道事務所 東北部浄化センター（総務係）	0749-26-6633	0749-26-6635
	中部森林整備事務所（治山林道係）	0748-22-7719	0748-22-8798
	東北部県税務事務所 湖東納税課	0749-27-2206	0749-26-3391
	家畜保健衛生所	0748-37-7511	0748-37-4821
指定 地方 行政 機関 及び	彦根警察署 警備課	0749-27-0110	
	滋賀国道事務所 管理第二課	077-523-1741	
	琵琶湖河川事務所 調査課	077-546-0844	
	滋賀森林管理署 総務課	077-544-3871	077-544-3867
	近畿農政局 滋賀県拠点（地方参事官室）	077-522-4261	077-523-1824

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
自衛隊	彦根地方気象台 防災管理官室	0749-22-6142	
	彦根労働基準監督署	0749-22-0654	0749-26-0241
	国立病院機構近畿グループ	06-4790-8388	06-4790-8737
	陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係	0740-22-2581	
指定公共機関	西日本電信電話株式会社滋賀支店 災害対策担当	077-510-0961	
	日本赤十字社滋賀県支部 事業推進課	077-522-6785	077-523-4502
	日本放送協会大津放送局 企画総務課	077-522-5101	077-521-0785
	関西電力送配電株式会社	0800-777-3081	
	大阪ガス株式会社リビング事業部 滋賀東事務所	0120-8-94817	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社 彦根保全サービスセンター	0749-22-1941	0749-23-7340
	日本通運株式会社大津支店 総務課	077-554-9780	
	日本郵便株式会社横関郵便局	0749-38-2050	0749-38-4320
	東海旅客鉄道株式会社関西支社 総務課	06-6302-5037	
指定地方公共機関	近江鉄道株式会社 管理部 総務課	0749-22-3301	
	一般社団法人滋賀県バス協会	077-585-8333	
	一般社団法人滋賀県トラック協会	077-585-8080	
	一般社団法人滋賀県LPガス協会	077-523-2892	077-523-2884
	一般社団法人滋賀県医師会	077-514-8711	077-552-9933
	京都放送滋賀支社	077-522-8317	
	びわ湖放送株式会社	077-524-0151	077-524-0412
	公益社団法人滋賀県看護協会	077-564-6468	077-562-8998
	一般社団法人滋賀県薬剤師会	077-565-3535	077-563-9033
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	077-567-3920	077-567-3923
公共的団体等	犬上川沿岸土地改良区	0749-38-2017	
	湖国バス彦根営業所	0749-25-2501	0749-25-3249
	東びわこ農業協同組合	0749-28-7801	0749-28-7888
	びわこ東部森林組合	0749-48-0530	0749-48-2133
	甲良町社会福祉協議会	0749-38-4667	0749-38-4668
	一般社団法人彦根医師会	0749-23-3580	
	滋賀県歯科医師会	077-523-2787	
	一般社団法人滋賀県薬剤師会	077-565-3535	077-563-9033
	大津赤十字病院	077-522-4131	077-525-8018

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
	彦根市立病院	0749-22-6050	0749-26-0754
	公益財団法人豊郷病院	0749-35-3001	0749-35-2159
	甲良町商工会	0749-38-3530	0749-38-3977
	一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部	0749-28-8130	0749-28-2221
	滋賀県環境整備事業協同組合	077-511-1430	077-525-5537
	公益社団法人滋賀県建築士会	077-522-1615	077-523-1602

(3) ライフライン関係連絡先

機関の名称	所在地	電話番号
関西電力送配電(株)彦根配電営業所	彦根市松原町石持 1880-10	TEL 0800-777-3081 (コンタクトセンター)
一般社団法人滋賀県 L P ガス協会	大津市松本 1-2-20	TEL 077-523-2892 FAX 077-523-2884
東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部 関西支社	大阪市淀川区宮原 1-1-1 新大阪阪急ビル 10F	TEL 050-3772-3910 (サービス相談室)
近江鉄道(株)本社	彦根市安清町 15-1	TEL 0749-22-3301
西日本電信電話(株)滋賀支店	大津市浜大津 1-1-26	TEL 0120-116116

(4) 放送機関連絡先

機関の名称	所在地	電話番号
日本放送協会大津放送局 (略称NHK)	大津市打出浜 3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
(株)京都放送滋賀放送局 (略称KBS)	彦根市立花町 6-19	TEL 0749-26-1215 FAX 0749-26-1220
びわ湖放送(株) (略称BBC)	大津市鶴の里 16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10	TEL 077-527-0814 FAX 077-527-0836
エフエムひこね コミュニティ放送(株) (FMひこね)	彦根市立花町 6-19 OBPビル 2階	TEL 0749-30-3355 FAX 0749-27-3986
びわ湖キャプテン(株) (FMひがしおうみ)	東近江市八日市上之町 9-488	TEL 0748-24-5501 FAX 0748-24-5502

(5) 自主防災組織等の現況

自主防災組織の種別	数
自警団	13団
自主防災会	5会
婦人防火クラブ	2隊

4 基準、要領等

(1) 気象庁震度階級解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(2) 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

平成 30 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	1 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 (加算額) 2 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 1 戸当たりの規模は平均 29.7 m ² を標準とする。 2 費用は 1 戸当たり 5,610,000 円以内 3 同一敷地内等又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20 日以内着工し速やかに設置	1 高齢者等日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は完成の日から 2 年以内 3 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,140 円以内	1 災害発生の日から 7 日以内 2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に 3 日分を現物により支給できる。	1 被害者が直ちに食することができる現物による。
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	1 費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は機材の費用とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具 その他の 生活必需品 の給与 又は貸与	住家の全半壊(焼)、 流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内に完了しなければならない		1 被害の実情に応じ、被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料の範囲内の現物をもって行うこと	
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
			冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額内				災害発生の日から14日以内		診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護の範囲内で行う。	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内		分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給の範囲内で行う。	
被災者の救出	1 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住する困難である程度に住家が半壊した者	1 費用は1世帯当たり584,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物を持って行う。
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	災害発生の日から1ヶ月以内に完了すること	生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品費は、1人当たり、次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内に完了しなければならない	被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品の範囲内において現物をもって行う。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う	1 体当たり 大人 211,300 円以内 小人 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない	原則として、棺又は棺材の現物で、埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む）、骨つぼ及び骨箱の範囲内において行う。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時収容) 既存建物借上費：通常の実費 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,300 円以内 (検案) 救護班以外は当該地域の慣行料金	災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない	1 検案は原則として救護班 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障をきたしているものの除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運ばれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力で除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 1 世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償		1 災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者 日当：災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める 時間外勤務手当：職種ごとに上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 旅費：職種ごとに上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して県職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内 2 災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出金額に手数料として 100 分の 3 を加算した額以内		

(3) 災害救助法施行令第1条第1項第3号および第4号に関する内閣府令

(令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情)

第1条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第3号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

(令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準)

第2条 令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(4) 被害状況認定基準

平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について」及び昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官「災害報告取扱要領」に基づき整理している。

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者 （重傷者） （軽傷者）	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全壊 （全焼） （全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

分類	用語		被害程度の判定基準
非住家の被害	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他の被害	田の被害	流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑の流失、埋没及び冠水		田の例に準じる。
	学校		幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法(昭和27年法律180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		河川法(昭和39年法律167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。
	港 湾		港湾法(昭和25年法律218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防		砂防法(明治30年法律29号)第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害をうけたものとする。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道		上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス		一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

分類	用語	被害程度の判定基準
り 災 者	り 災 世 帯	災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山による被害の場合のみ報告する。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(5) 即報基準および直接即報基準

消防庁策定の「火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号)」に基づく基準

① 即報基準

区分	事項	種別	基準
火災等即報	一般基準	火災 特定の事故	(1) 死者 3 人以上生じたもの (2) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	火災	建物火災 (1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 (2) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街または、準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの (3) 国指定重要文化財または特定違反対象物の火災 (4) 建物焼損延面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 (5) 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 (6) 損害額 1 億円以上と推定される火災
			林野火災 (1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの (2) 空中消火を要請又は実施したもの (3) 住家等へ延焼するおそれがあるもの
			交通機関の火災 (1) 航空機火災 (2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 (3) トンネル内車両火災 (4) 列車火災
			その他 以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
		危険物に係る事故	(1) 死者(交通事故によるものを除く。)または行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が 5 名以上発生したもの (3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものまたは爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発または漏えい事故 (5) 河川への危険物等流出事故 (6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
			(1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
			可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
	社会的影響基準	消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故	
		一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	

区分	基 準		
救急 救助 事故 即報	(1) 死者 5 人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故		
武力攻 撃災害 即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		
災害 即報	一般基準	(1) 災害救助の適用基準に合致するもの (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの (3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 つの都道府県における被害は、軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。 (4) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの (5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	地 震	(1) 当該都道府県または市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの (2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	(1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの (2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの (3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪 害	(1) 積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの (2) 積雪、道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの
	社 会 的 影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること	

② 直接即報基準

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 (3) トンネル内車両火災 (4) 列車火災
	危険物に係る事故	(1) 死者(交通事故によるものを除く。)または行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地または高速道路上等において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	(1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)	
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	
災害即報	(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない) (2) ①即報基準の「災害即報」「個別基準」の風水害及び火山災害で、死者又は行方不明者が生じたもの	

(6) 災害即報事項例示

事 例	例 示
1 市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制(職員約〇〇名配置)を指示。
2 主要河川、ため他の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
3 琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、〇〇地区の湖岸〇〇ヘクタール浸水、農作物〇〇の状態。
4 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
5 電力通信関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。〇時以降町役場と〇〇〇地区間の電話不通。
6 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。)
7 ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
8 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
9 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢)	〇〇時頃〇〇において、崖崩れのため男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たっている。
10 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、町内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。なお、今後も増加する見込みである。(災害救助法適用基準に達するかも知れない。)
11 非住家の被害状況 (学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの強風により倒壊した。
12 市町村災害対策本部のとした 主な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復旧
13 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋等に関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋支給調達して送付してほしい。〇〇部落が孤立しているので、カンパン〇〇箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。
14 災害写真 (フィルムおよび説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流出、その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。

事 例	例 示
15 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	〇〇地区で〇月〇日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。
16 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置。
17 作業日報	市町村における主要な活動状況について毎日 17 時現在で、とりまとめ報告する。ただし、緊急なものについてはその都度行う。 報告すべき事項はおおむね次のとおり。 (1) 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） (2) 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） (3) 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） (4) 応援措置、救助活動の概要 (5) 音信不通、状況の把握出来ない地区名

（７）災害時における応急食糧の緊急引渡取扱要領（滋賀県）

第１ 目的

災害時等において被災者及び救助作業従事者に対し、炊き出し等給食を行う必要があるとき、給食に必要な応急食糧の引渡しに関して必要な事項を定め、災害時等における食糧供給の万全を図る。

第２ 応急食糧の緊急引渡しの実施

知事は、応急食糧の引渡しを実施するに当たっては、「政府所有米穀の販売要領」（平成 16 年 3 月 31 日付け 15 総食第 829 号総合食料局長通知）及び「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号総合食料局長通知）ならびに「災害時等における乾パンの取扱要領」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1327 号総合食料局長通知）に基づくほか、この要領による。

第３ 応急食糧引渡し品目

応急食糧引渡し品目は原則として米穀とするが、災害等の状況及び消費の実情等によって、乾パンにすることもできる。

第４ 米穀引渡しの基本事項

米穀引渡しの対象となる者（以下「引渡対象者」という。）及び 1 人当たり引渡し基準量（以下「基準量」という。）ならびに米穀引渡しまたは販売を行わせるのを適当と認める者（以下「取扱者」という。）等、米穀引渡しを実施するに当たっての基本事項は別表 1 に掲げる。

第５ 米穀引渡し数量

米穀の引渡し数量は別表 1 に掲げる基準量に引渡し対象者数及び実施日数ならびに食数を乗じて得た数量とする。

第６ 米穀引渡しの方法

１ 災害救助法または国民保護法が発動されない場合（図 1）

（１）引渡の申請

取扱者は、応急用米穀引渡しを実施する必要があると認めるときは、「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」（様式 1）を、当該地域を管轄する地域振興局長等（本庁直轄市町を除く。以下地域振興局長等。）の経由の上、知事あて提出する。

ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められるときは、申請内容を電信、電話等により、県農業経営課長に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出する。

（２）応急用米穀の売却要請等

ア 知事は、前項の「申請書」を受理し、必要と認めた時は、「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）所要数量通知書」（様式 2）により滋賀農政事務所長（以下「所長」という。）に通知をする。

イ 所長はアの通知を受けたときは、「政府所有米穀の販売要領」第 6 に基づき、手続きを行い、アの通知により行った手続きの内容については、知事に通知する。

ウ 知事は、イの通知を受けたときは取扱者に対し、地域振興局長等経由の上、その通知内容を通知する。

エ 取扱者は前項の通知により現品の引渡を受ける。

オ 届出事業者等及び取扱者は、出荷・納品伝票等を確認の上、現品の受渡しを行う。

2 災害救助法または国民保護法が発動された場合(図2、3、4)

(1) 災害救助用米穀の緊急引渡しを実施する場合

ア 知事は、取扱者から第6の1(1)に準じて災害救助用米穀等の引渡し要請があり、必要と認めたときは、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、所長に要請する。

イ 所長は知事から要請を受けたときは、前項同要領に基づき、引渡す。なお、この場合、同要領中「市町長」とあるのは「取扱者」と読み替える。

ウ 取扱者は、政府所有食糧を保管する倉庫(以下「倉庫」という。)の責任者(政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。)に受領書を交付し、現品の引渡しを受ける。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法または国民保護法の発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、滋賀農政事務所消費流通課長及び同地域課長(以下、「地域課長等」という。)または倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができる。

オ 知事は、アまたはエにより災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、契約担当官総合食料局長が、災害救助法または国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とし、所長は知事に決定した価格を通知する。

カ 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。ただし知事または知事の指定する者(知事または市町長が取扱者として指定した届出事業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事または引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡しして差し支えないものとする。

(2) 報告

ア 倉庫の責任者は、荷渡指図書(概数による荷渡指図書の場合も含む)によることなく、(1)のエにより災害救助用米穀の引渡しについて地域課長等からの指示、また市町長からの要請を受けた場合に、当該物品の全量について、その引渡を完了したときは、次の書類を作成し、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の書類を1部づつ一括して綴り込み、3部作成して保管業務担当職員の確認を受けて、地域課長等に報告する。

(ア) 市町長からの「災害救助用米穀引渡申請書」(様式4)(写)3部

(イ) 市町長からの「受領書」(様式3)3部

(ウ) 「緊急出庫日報」(様式5)4部(1部を倉庫責任者の控えとする。)

(エ) 「日別引渡数量明細書」(様式6)4部(1部を倉庫責任者の控えとする。)

イ 市町長は、(1)のエにより、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、年産、銘柄、等級、包装、数量等を報告する。

第7 乾パンによる応急給食の方法

1 給食の申請

取扱者は給食対象者に対し応急給食を行うため、乾パンを必要とする場合は、第6の1の(1)に準じて行う。なお、乾パンの規格等については、別表2のとおりとする。

2 給食の実施

- (1) 知事は、前項の要請を受け、必要と認めた時は、所長に対しこの旨申請するものとする。
- (2) 所長は(1)の通知を受けたときは、「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき手続きを行う。

第8 価格

米穀及び乾パンの応急給食の場合の価格は次による。

- (1) 災害救助法または国民保護法が発動されない場合における応急用米穀の価格
災害等発生直前時における適正な価格を基準とした管内の届出事業者等の販売価格
- (2) 災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の価格
第6の2(1)のオに定める価格
- (3) 乾パンによる場合
乾パンの政府売却価格

第9 給食及び販売実績の整備

届出事業者等及び販売業者は、応急給食及び販売を実施した場合は、その実績を明確にしておく。

第10 災害時等における応急食糧の緊急確保措置

知事は災害情報等により、災害発生等のおそれがあると判断したときは、応急食糧の確保について、直ちに所長と協議する。

付則(平成17年7月21日滋農経第437号)

- 1 この要領は、平成17年7月21日から適用する。
- 2 「災害時における災害救助用米穀の緊急引渡し実施要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」は廃止する。

付則(平成19年8月23日滋農経第675号)

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

別表 1

給食を実施するに当たっての基本事項

給食対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食 当 たり 200 精米 g	市町長	知事
2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1 日 当 たり 400 精米 g	市町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食 当 たり 300 精米 g	作業実施責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1 食 当 たり 200 精米 g	市町長と災害発生機関が協議	知事

別表 2

乾パンの応急給食にあたっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2kg 入り (100g × 36 食 × 2) (農林水産省乾パン)
2 乾パンの規格	農林水産省乾パン 1 袋 1 0 0 g (1 食分) 防衛省乾パン 1 袋 2 3 0 g (2 食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 大津市際川 1 - 1 - 1 陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津 航空自衛隊 高島市新旭町饗庭 3 3 5 6 - 1

※要領中の用語について

「応急食糧」

災害時において被災者及び救助作業従事者に対し炊き出し等給食を行うため必要な食糧を指し、本要領中では米穀および乾パンの総称に用いる。

「米穀」

「応急用米穀」および「災害救助用米穀」をあわせていう。

「応急用米穀」

米穀のうち災害救助法の適用を受けない場合に被災者および救助作業従事者に対し給食を行うためのものを指し、主に届出事業者の手持ち精米を用いる。

「災害救助用米穀」

米穀のうち災害救助法又は国民保護法が適用された場合に被災者および救助作業従事者に対し給食を行うためのものを指し、政府米を用いる。

「乾パン」

この要領中においては、農林水産省が備蓄している「農林水産省乾パン」を指す。なお、「農林水産省乾パン」だけで必要量がまかなえないときは、「農林水産省乾パン」に加えて、防衛省が備蓄している「防衛省乾パン」を供給する。

（８）米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）

最終改正平成 28 年 7 月 14 日付け 28 政統第 160 号－1 政策統括官通知

第 4 章政府所有米穀の販売

第 10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

- (1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

- (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式 4-23)により契約を締結する。

- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式 4-23)により契約を締結するものとする。

(9) 生活必需品支給の方法

生活物資・産業班は、次の方法で物資の割当て・支給等を行う。

① 物資の割当方法

ア 被害状況の報告

総務班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県本部へ電話により報告し、提出する。

イ 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して、「救助用物資割当台帳」を作成する。

ウ 割当基準

物資を、県の作成する配分計画により世帯別に割当てる。

エ 注意事項

（ア）割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。

（イ）世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成員による。給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定された者を除く。

（ウ）世帯の全員が、災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

（エ）災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえ割当てる。

（オ）性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。

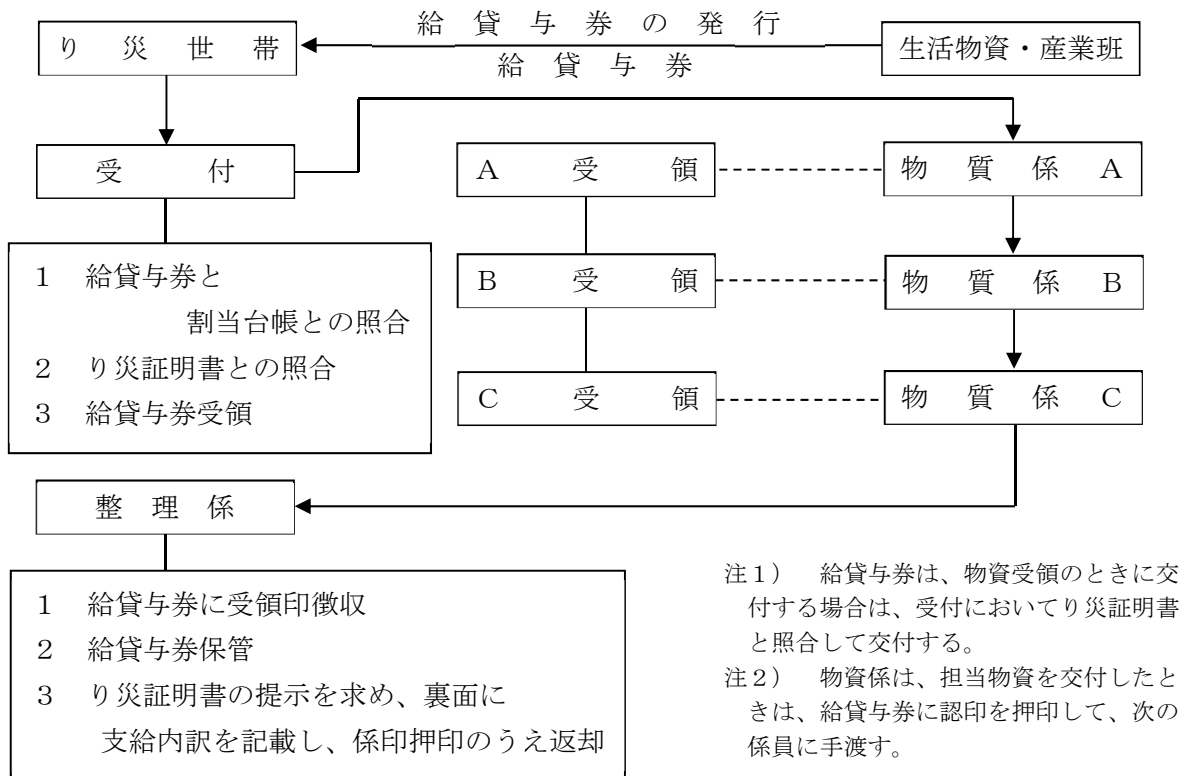
② 給貸与券の作成・交付

世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各り災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の支給日時および支給場所をり災世帯に通知し、支給場所において給貸与券を発行する。

なお、この場合、印鑑およびり災証明書を持参するよう指導する。

③ 支給の手続

生活物資・産業班班長は、物資支給についての責任者として、直接の支給場所に各物資別の職員を配置して的確に配分する。物資の支給は、避難所等において、おおむね次に示す手続により行う。



④ 支給の期間

物資の支給は、現物到着後2日以内に各世帯に支給する。ただし、2日以内に支給できないときは、災害発生後10日以内に完了する。

⑤ 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、支給した後の残余物資については、生活物資・産業班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

(10) 避難勧告等広報文例

年 月 日

伝達依頼先

避難準備・高齢者等避難開始広報文（例）

こちらは、甲良町災害対策本部です。

ただ今、 時 分に 区に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

（そのほか、「昨夜からの大雨により、 時間後には 川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」 等）

避難勧告広報文（例）

こちらは、甲良町災害対策本部です。

ただ今、 時 分に 区に対して避難勧告を出しました。直ちに へ避難してください。

なお、浸水により、 道は通行できません。

（そのほか、「昨夜からの大雨により、 時間後には 川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」 等）

避難指示（緊急）広報文（例）

甲良町長の です。

ただ今、 時 分に 区に対して避難指示（緊急）を出しました。

（堤防が決壊して／ 川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。

避難中の方は直ちに への避難を完了してください。

十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。

なお、浸水により、 道は通行できません。

伝達依頼先

避難住民への状況説明

■ 堤防等の決壊時の説明例

「災害状況について甲良町災害対策本部からお知らせします。

川については、橋の流メートル付近で、側の堤防が切れました。

水量は、減っていく方向にありますが、今後、本流量が増えるとの巡絡がダムからあり、時ごろが最大の放流量となりますので、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防団や町が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ町側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところがあります。

なお、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。」

■ 橋梁落下時の説明例

「災害状況について甲良町災害対策本部からお知らせします。

川については、線の橋が落ちました。

水量は、減っていく方向にありますが、上流からの放水量がはっきりするまで今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防団や町が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ町側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところがあります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。」

年 月 日

伝達依頼先

避難解除伝達

■ 帰宅可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、甲良町災害対策本部から 一帯の水位は低下し、今後の増水危険はなくなつたため、避難解除の指示がありました。

現在まで、この付近の被害の程度は、 であり、大事にいたりませんでしたので、お気を付けてお帰りください。」

■ 応急復旧等により帰宅不可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、甲良町災害対策本部から、今後の増水危険がなくなったので、避難解除の指示がありました。

しかしながら、 一帯は、現在も浸水しており、応急復旧作業を行っています。

災害の危険は遠ざかりましたが、二次災害防止の措置が完了するまで、今しばらく待機をお願いします。」

(11) 災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12 月 1 日～7 日
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5 月～9 月
風水害予防に関する事項	水防月間	5 月～9 月 5 月 1 日～31 日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6 月 1 日～30 日 6 月 1 日～7 日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6 月第 2 週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財予防デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動	1 月 26 日 3 月 1 日～7 日 11 月 9 日～15 日 3 月 1 日～7 日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災週間 防災の日 救急の日 119 番の日	8 月 30 日～9 月 5 日 9 月 1 日 9 月 9 日 11 月 9 日
ボランティアに関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	1 月 15 日～21 日 1 月 17 日

(12) 緊急通行車両事前届出制度

① 緊急通行車両対象車両

災害応急対策に従事、または災害応急対策に必要な物資の輸送のための車両で政令において定めるもの。（道路交通法第 39 条等）

② 緊急通行車両の事前届出制度

ア 必要書類

- (ア) 緊急通行車両事前届出書 2 通
- (イ) 車両検査証（写し）
- (ウ) 協定書または業務内容を疎明する資料

イ 確認申請時の優遇

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている者は、緊急通行車両確認申請書および緊急通行車両確認証明書に必須事項を記載の上、事前届出済証と合わせて提出することで、確認のための審査が省略されるほか、事前届出を行っていない者に優先して取り扱われるため、次号の緊急通行車両確認証明書および緊急通行車両確認標章の交付時間が短縮されることになる。

③ 緊急通行車両の要件

確認手続きを終え公布された確認証明書を車両へ備え付けるとともに標章を車両前面の見やすい位置に掲示することが必要になる。

5 防災資機材、備蓄

(1) 食糧備蓄の状況

① 主要食糧（米穀）の収蔵庫

名 称	所 在 地	電話番号
東びわこ農業協同組合	彦根市平田町 792-1	0749-42-2071

② 町備蓄食糧一覧

食 料								
米	乾パン	調整粉乳	インスタント麺		レトルト		缶詰	
			カップ	袋	主食	副食	主食	副食
食	食	kg	食	食	食	食	食	食
3750	0	0	0	0	0	0	0	0

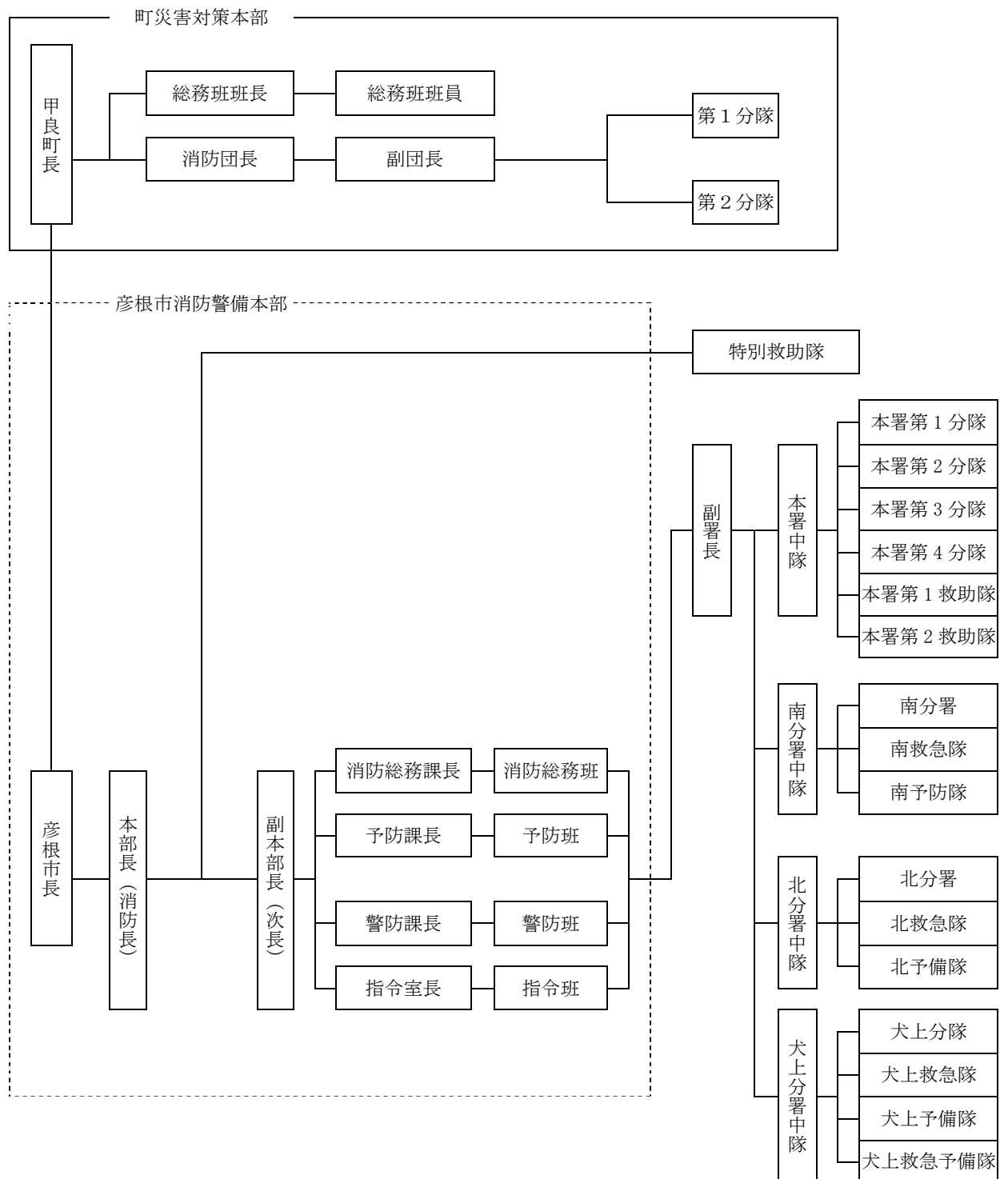
(2) 水防倉庫の整備基準

品 名	数量	単位	摘要	品 名	数量	単位	摘要
かます	100	枚		スコップ	20	丁	
むしろ (ビニールシート)	160	〃		掛矢	6	〃	
空俵	750	〃		唐鍬	5	〃	
ビニール土のう	1,700	〃		両つるはし	5	〃	
杉丸太 4m 末口 10 cm	50	本		斧	5	〃	
杉丸太 3m 末日 10 cm	50	〃		手斧	1	〃	
杉丸太 2 m 末日 6cm	100	〃		なた	3	〃	
杭 2 m x 6 c m	40	〃		たこ	2	〃	
杭 1. 5 m x 8 c m	20	〃		鉄串 1.8m	30	本	
杭 1.2mx9cm	40	〃		〃 1.2m	50	〃	
鋼杭	50	〃		鋸 (大小)	各 3	丁	
縄 (1 1 kg)	40	玉	4 分	芝鎌	6	〃	
鉄線	20kg	Kg	# 8	鉄ハンマー	10	〃	
ペンチ	5	丁		太ロープ (命綱)	2	本	
クリッパー	5	〃		細ロープ (命綱)	3	〃	
目ぐし	120	本		カーバイトランプ	2	台	
有刺鉄線 100 m	1	巻		カーバイト	若干		
鋸鎌	1	丁					

(3) 防災用備蓄資機材庫の必要資機材

用 途	品 名	備 考
消火用具	消火器、初期消火用バケツ 小型動力ポンプ	
水防用具	防水シート、縄・ロープ	
情報連絡用具	携帯用無線 (トランシーバー) ハンドマイク トランジスターラジオ、警笛	
保護用具	防護ヘルメット、軍手・手袋 雨合羽	
照明用具	投光器、携帯用発電機 コードリール、懐中電灯	
救出・救護用具	担架、毛布、タオル 応急医療セット、酸素蘇生器 電池式吸引器、ろ水器、ロープ チェーンソー、簡易ボート	
食料品関係用具	飲料水用給水タンク 白米、カンパン、缶詰 粉ミルク、炊飯器具、食器	

(4) 消防の組織体制



(5) 消防組織の任務

ア 町災害対策本部

総 務 班	(1) 彦根市消防警備本部との連絡に関すること。 (2) 消防関係機関との連絡に関すること。 (3) 消防団の出動状況の把握に関すること。 (4) 消防活動に関すること。 (5) 応援要請に関すること。 (6) その他必要事項
消 防 団	(1) 消防車両および資機材の保全 (2) 災害防御活動（消火、警戒、救出） (3) 広報活動（出火防止等） (4) 避難誘導 (5) 情報収集 (6) 初期消火の指揮、支援 (7) 管内巡ら (8) その他必要事項

イ 警備本部（彦根市）

班	任 務
消防総務班	(1) 市本部との連絡に関すること。 (2) 職員の参集状況の確認に関すること。 (3) 消防用資機材の調達および補給に関すること。 (4) その他必要事項
予 防 班	(1) 災害に関する情報の収集および整理に関すること。 (2) 広報、宣伝に関すること。 (3) その他必要事項
警 防 班	(1) 消防戦力に関すること。 (2) 特別部隊に関すること。 (3) 応援要請に関すること。 (4) 応援隊に対する誘導および指示に関すること。 (5) その他必要事項
指 令 班	(1) 情報の受理および指示、命令の伝達に関すること。 (2) 消防無線の運用および通信統制に関すること。 (3) 非常招集に関すること。 (4) 部隊の運用に関すること。 (5) その他注意事項

(6) 消防車両保有状況

種別 所属	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	消防単車（緊急）	高規格救急自動車	救急自動車	救助工作車	救助工作車（クレーン付）	消防救助艇	指揮車	広報車	査察車	指令車	乗用車	連絡用単車	計
本署	2	1	1	1		1	2	2		1			1		1			3	16
犬上分署		1			1	3		1							1		1	2	10
町消防団	1	1											1	2					5
合 計	3	3	1	1	1	4	2	3		1			2	2	2		1	5	31

(7) 特殊消防用資機材保有状況

器 具 名	犬上分署	町消防団	合計
耐熱服	1		1
耐電服			
放射線保護服			
放射線測定器			
ガス検知機	1		1
金属探知器	1		1
簡易画像探索機			
削岩機			
簡易発砲機	1		1
高発泡管筒	1		1
ジェットシューター	10	6	16
救命索発射銃	1		1
油圧切断機			
エアーツール	1		1
ポートパワー	1		1
インパルス銃			
マット型空気ジャッキ	1		1
防煙具（空気呼吸器）	15		15
人工呼吸器			
救命ボート			
チェーンソー	1	2	3
チルホール	1		1
エンジンカッター	1		1
大型油圧スプレッター	1		1
マンホール救助器具			

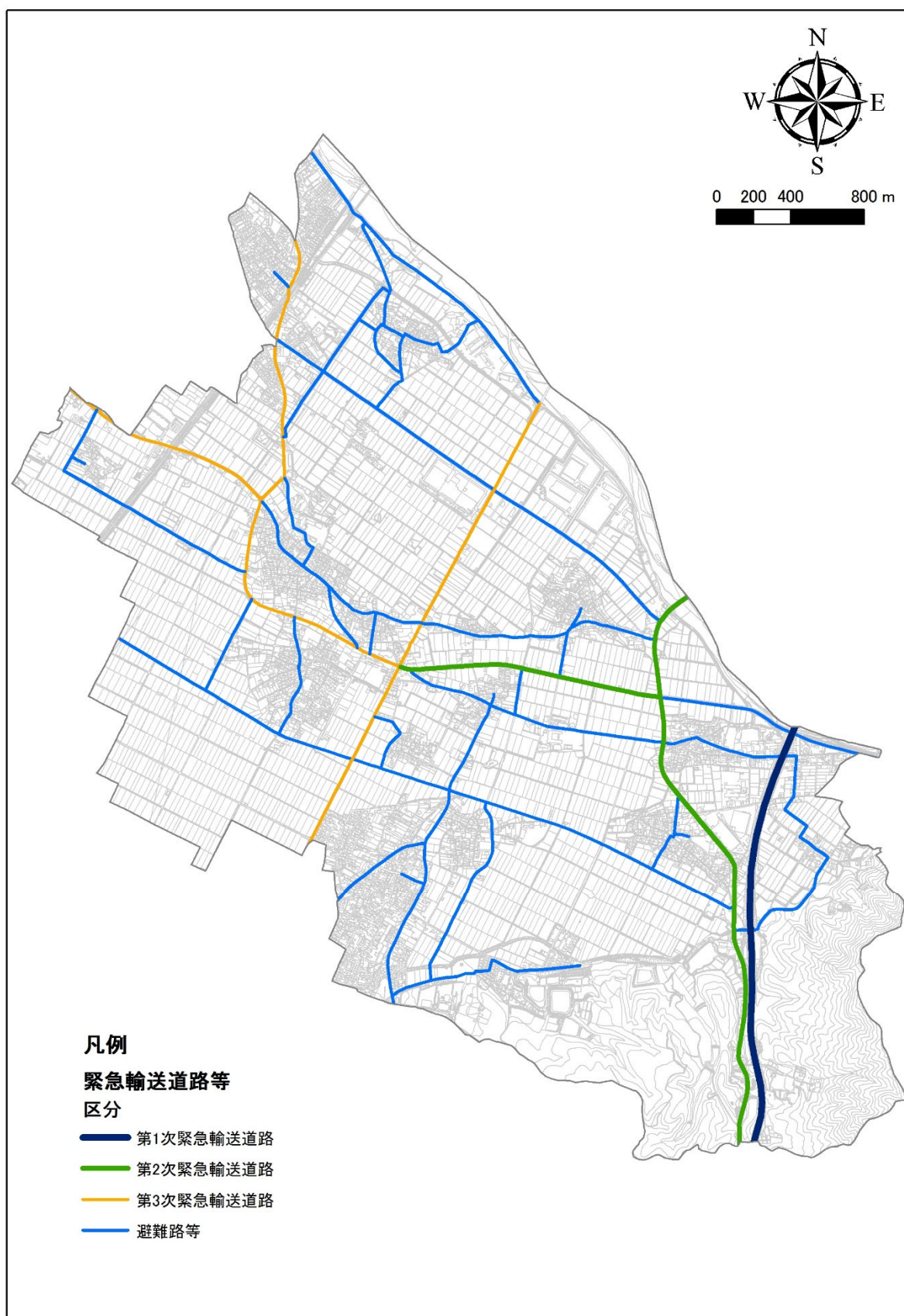
6 緊急時輸送道路、緊急時ヘリポート

(1) 緊急輸送道路および避難路

番号	種 別	路 線 名	番号	種 別	路 線 名
1	第一次緊急輸送道路	名神高速道路	24	避難路等	町道下之郷法養寺線
2	第二次緊急輸送道路	国道 307 号	25	避難路等	町道法養寺不動線
3	第二次緊急輸送道路 第三次緊急輸送道路	県道敏満寺野口線	26	避難路等	町道法養寺堂前線
4	第三次緊急輸送道路	主要地方道彦根 八日市甲西線	27	避難路等	町道金屋役場線
5	第三次緊急輸送道路	県道甲良多賀線	28	避難路等	町道横関岩ヶ町線
6	避難路等	県道高宮北落線	29	避難路等	県道北落豊郷線
7	避難路等	町道（一級）北落呉竹線	30	避難路等	県道雨降野 今在家八日市線
8	避難路等	町道（二級） 小川原尼子線	31	避難路等	町道（二級） 横関中寺線
9	避難路等	町道小川原神社前線	32	避難路等	町道金屋多賀線
10	避難路等	町道（二級） 呉竹法士線	33	避難路等	町道金屋 登りえん御館野線
11	避難路等	町道尼子甲良神社線	34	避難路等	町道正楽寺中道線
12	避難路等	町道尼子小学校線	35	避難路等	町道御館野正楽寺線
13	避難路等	町道（二級） 尼子在土線	36	避難路等	町道（二級） 金屋正楽寺線
14	避難路等	町道古川北落線	37	避難路等	町道バスストップ 正楽寺線
15	避難路等	町道北落宮前線	38	避難路等	町道池寺 農業格納庫前線
16	避難路等	町道（二級） 尼子甲高線	39	避難路等	町道池寺グランド北線
17	避難路等	町道尼子在土線	40	避難路等	町道池寺 外輪 2 号線
18	避難路等	町道中学校在土線	41	避難路等	町道池寺 外輪 3 号線
19	避難路等	町道尼子下之郷線	42	避難路等	町道長寺 東部宅造緑ヶ丘線
20	避難路等	町道下之郷 中小路金堂線	43	避難路等	町道緑ヶ丘 宅造内 1 号線
21	避難路等	町道（二級） 下之郷雨降野線	44	避難路等	町道金屋池寺長寺線
22	避難路等	町道（一級） 池寺下之郷線	45	避難路等	町道西寺前線
23	避難路等	町道法養寺橋向線	46	避難路等	町道尼子出屋敷甲高線

- * 第一次緊急輸送道路：県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道及び一般国道を基本とする。）
- * 第二次緊急輸送道路：第一次緊急輸送道路と町役場及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路
- * 第三次緊急輸送道路：第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路および町役場等の防災拠点と避難場所等の防災拠点を連絡するもので本町が指定する道路

[緊急輸送道路および避難路位置図]



(2) 緊急時ヘリポート

番号	所在地・場所名	電話番号	面積 (㎡)	備 考
1	甲良町大字在土 392 甲良町中学校運動場	38-3200	40,000	
2	甲良町大字在土 625 甲良西小学校運動場	35-3000	22,500	
3	甲良町大字横関 215 甲良東小学校運動場	38-3100	22,550	
4	甲良町大字池寺 1232-8 甲良運動公園	38-3311 (甲良町役場)	118,053	
5	甲良町大字小川原 1488 防災ステーション	38-3311 (甲良町役場)	460	常設ヘリポート

7 避難場所、避難所等

(1) 指定緊急避難場所

① 震災時の指定緊急避難場所

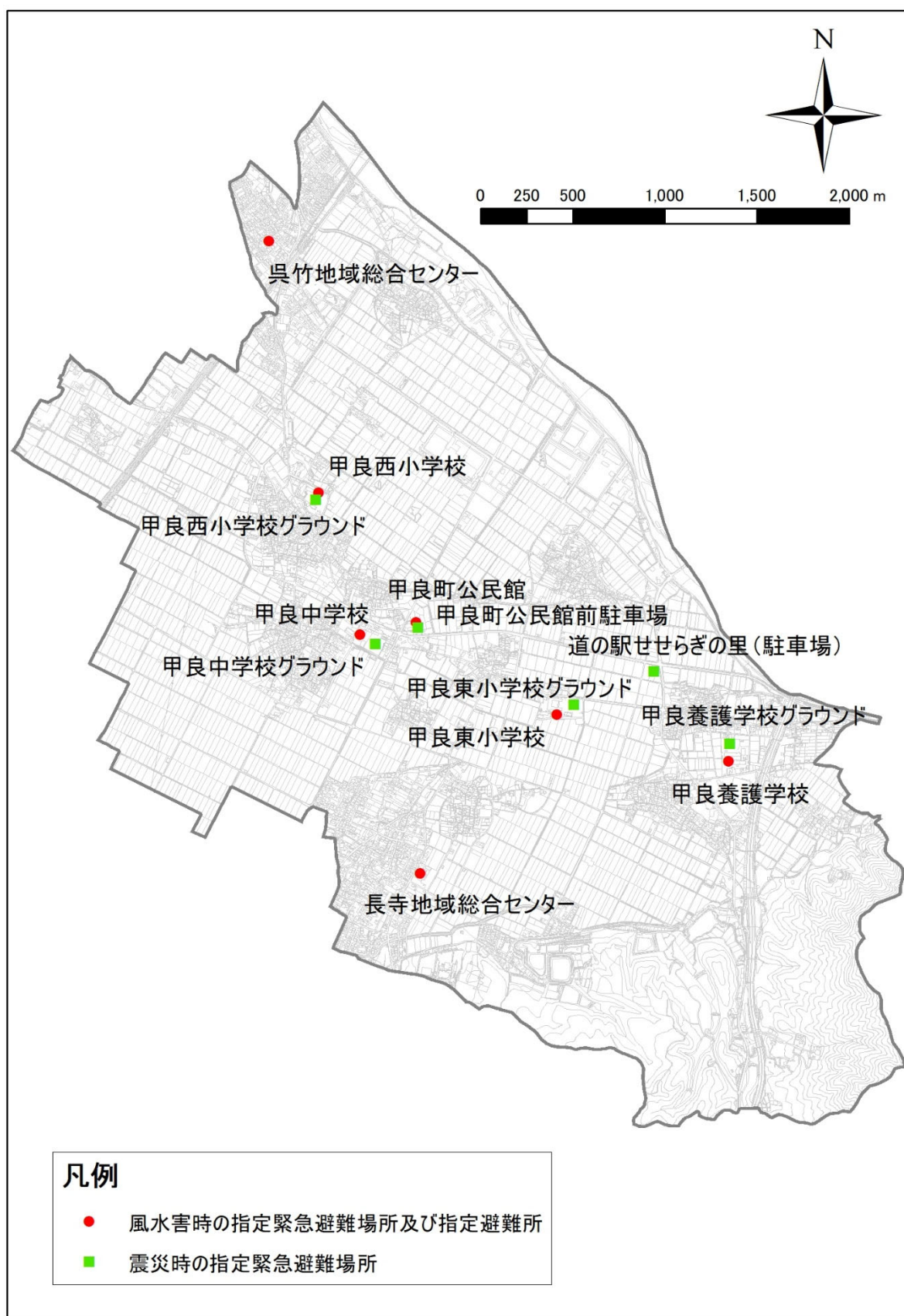
名 称	所 在 地	連 絡 先
甲良西小学校グラウンド	甲良町大字在士 625	38-3000
甲良東小学校グラウンド	〃 横関 215	38-3100
甲良中学校グラウンド	〃 在士 392	38-3200
甲良町公民館駐車場	〃 在士 350	38-3315 38-5070
甲良養護学校グラウンド	〃 金屋 1798	38-4880
道の駅せせらぎの里こうら (駐車場)	〃 金谷 1549-4	38-2744

② 風水害時の指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	連絡先	犬上川浸水深 (想定最大)	建物(校舎) 階数
甲良西小学校	甲良町大字在士 625	38-3000	1.0~2.0m 未満	3
呉竹地域総合センター	〃 呉竹 168	25-1736	0.5m 未満	2
甲良東小学校	〃 横関 215	38-3100	0.5~1.0m 未満	3
長寺地域総合センター	〃 長寺 507	38-3148	0.5~1.0m 未満	2
甲良中学校	〃 在士 392	38-3200	0.5~1.0m 未満	3
甲良町公民館	〃 在士 350	38-3315 38-5070	0.5~1.0m 未満	2
甲良養護学校	〃 金屋 1798	38-4880	0.5~1.0m 未満	2

※指定緊急避難場所の建物が浸水した場合、建物(校舎)の2階以上の階を使用する。

避難場所位置図



(2) 指定避難所

名 称	所 在 地	連 絡 先
甲良西小学校	甲良町大字在士 625	38-3000
呉竹地域総合センター	〃 呉竹 168	25-1736
甲良東小学校	〃 横関 215	38-3100
長寺地域総合センター	〃 長寺 507	38-3148
甲良中学校	〃 在士 392	38-3200
甲良町公民館	〃 在士 350	38-3315 38-5070
甲良養護学校	〃 金屋 1798	38-4880

(3) 福祉避難所

名 称	所 在 地	連 絡 先
保健福祉センター	甲良町在士 357-1	38-5151

8 洪水浸水想定区域等に係る要配慮者利用施設等

(1) 乳幼児施設

施設名	所在地	電話番号	想定されるリスク	連絡体制
甲良東保育センター	横関 32	38-2087	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡
甲良町 子育て支援センター	下之郷 1509	38-8003	犬上川（最大想定）、地先の安全度	教育総務課より連絡
甲良西保育センター	呉 竹 5 3	25-1752	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡

(2) 福祉施設（公共施設）

施設名	所在地	電話番号	想定されるリスク	連絡体制
甲良町 保健福祉センター	在士 357-1	38-5151	犬上川（最大想定）	保健福祉課より連絡
甲良町地域包括 支援センター	〃	38-5161	犬上川（最大想定）	保健福祉課より連絡

(3) 福祉施設（民間施設）

施設名	所在地	電話番号	想定されるリスク	連絡体制
甲良町グループ ホームらくらく	在士 625	38-8182	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡
知的障害者授産施設 せせらぎ	横関 157-1	38-3975	犬上川（最大想定）	保健福祉課より連絡
甲良町デイサービス センターかつらぎ	下之郷 1509	38-8233	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡
甲良町デイサービス センターけやき	在士 625	38-8181	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡
デイサービス 笑楽	正楽寺 150-1	38-8118	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡
デイサービスあかり	在士 702-1	38-8131	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡
ファミリーステーション甲良	小川原 536-1	28-8880	犬上川（最大想定）	保健福祉課より連絡
働き教育センター甲良	尼子 1217-4	38-5015	犬上川（最大想定）、地先の安全度	保健福祉課より連絡

(4) 学校等

施設名	所在地	電話番号	想定されるリスク	連絡体制
甲良養護学校	金屋 1798	38-4880	犬上川（最大想定）	総務課より連絡
甲良中学校	在士 392	38-3200	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡
甲良西小学校	在士 625	38-3000	犬上川（最大想定）、地先の安全度	教育総務課より連絡
甲良東小学校	横関 215	38-3100	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡
甲良町東児童クラブ	横関 157-1	38-3971	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡
甲良町西児童クラブ	在士 625	38-4144	犬上川（最大想定）	教育総務課より連絡

9 文化財等

(1) 国宝

種 別	名 称	時 代	指定年月日	所在地・所有者
建 造 物	西明寺本堂	鎌 倉	S27. 11. 22	西明寺
建 造 物	西明寺三重塔	鎌 倉	S27. 11. 22	西明寺

(2) 重要文化財

種 別	名 称	時 代	指定年月日	所在地・所有者
建 造 物	甲良神社権殿	江 戸	S57. 2. 16	甲良神社（尼子）
建 造 物	西明寺二天門	室 町	S42. 12. 11	西明寺
建 造 物	西明寺宝塔	鎌 倉	S35. 2. 9	西明寺
絵 画	絹本著色佐々木高氏像	南北朝	S27. 3. 29	勝楽寺
絵 画	絹本著色十二天像	鎌 倉	M33. 4. 7	西明寺
絵 画	三重塔初層莊嚴画（板絵著色） 金剛界三十二尊像（四天王） 法華経曼荼羅図（脇間壁）	鎌 倉	H14. 6. 26	西明寺
彫 刻	木造大日如来坐像	平 安	T15. 8. 30	勝楽寺
彫 刻	木造薬師如来立像	鎌 倉	T15. 8. 30	西明寺
彫 刻	木造二天王立像	平 安	T15. 8. 30	西明寺
彫 刻	木造釈迦如来立像	鎌 倉	T15. 8. 30	西明寺
彫 刻	木造不動明王及二童子像	平 安	T15. 8. 30	西明寺
工 芸 品	錦幡－赤地蓮花蝶文－	室 町	S43. 4. 25	西明寺
名 勝	西明寺本坊庭園	江 戸	S62. 1. 24	西明寺

(3) 県指定

種 別	名 称	時 代	指定年月日	所在地・所有者
建 造 物	念称寺本堂	室 町	S32. 8. 26	念称寺
建 造 物	甲良神社本殿	江 戸	S49. 11. 13	甲良神社(法養寺)
絵 画	絹本蒼色文殊菩薩像	鎌 倉	S49. 3. 11	西明寺
工 芸 品	鍍金孔雀文説相宮	平 安	S32. 8. 26	西明寺
歴 史 資 料	法華経板木（西明寺版）	南北朝～室町	S62. 3. 30	西明寺
歴 史 資 料	仁王経板木（西明寺版）	南北朝	S62. 3. 30	西明寺
工 芸 品	金銅密教法具	鎌 倉	S59. 3. 30	西明寺
天然記念物	西明寺フダンザクラ	江 戸	S49. 3. 11	西明寺
工 芸 品	金銅錫杖頭	平 安	S59. 3. 30	西明寺
工 芸 品	唐櫃	南北朝	S59. 3. 30	西明寺
彫 刻	木造十二神将立像	鎌 倉	H 9. 3. 31	西明寺
彫 刻	木造大日如来坐像	鎌 倉	H29. 11. 24	西明寺
書 跡 等	紺紙金地蘇悉地羯羅供養法卷上	高 麗	H10. 6. 19	西明寺

10 その他の施設

(1) 公園

	集落名	名 称	面 積 m ²
1	呉 竹	甲良町立呉竹児童公園	8,978
2	長寺西	甲良町立甲良町総合公園	118,000
3	在 士	高虎公園グラウンド	1,900
4	下之郷	下之郷スポーツ公園	7,000
5	尼 子	出屋敷グラウンド	624
6	尼 子	平成の尼子館グラウンド	9,400
7	呉 竹	第2保育園周辺(梅鴨公園)	10,500
8	小川原	小川原草の根グラウンド	1,200
9	小川原	小川原運動公園	6,000
10	北 落	北落きらめき公園	4,400
11	金 屋	金屋グラウンド	9,000
12	正楽寺	正楽寺グラウンド	1,500
13	池 寺	池寺グラウンド	4,600
14	長寺東	長寺東草の根グラウンド	2,900
15	長寺西	緑ヶ丘小集会所前グラウンド	2,400
16	法養寺	法養寺グラウンド	2,400
17	横 関	横関草の根ハウス	3,000

(2) 道路の現況

道路の整備現況（単位：m、％）

区 分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国 道	3,910	3,310	—	100	3,310	100
県 道	17,536	17,237	299	98.2	12,446	70.9
町 道	105,876	101,478	4,397	95.8	80,009	75.6
合 計	127,332	122,025	4,696	95.8	95,765	75.2

名神高速道路の現況

合 計	高架・橋梁	トンネル	盛土、その他
2,220m	60m（1箇所）	40m	2,120m

橋梁の一覧（単位：個、m）

区 分	総 数		永 久 橋		木 橋 ・ 石 橋	
	個 数	橋 長	個 数	橋 長	個 数	橋 長
国 道	2	16	2	16	—	—
県 道	8	322	8	322	—	—
町 道	66	369	66	369	—	—
総 数	76	707	76	707	—	—

(3) ごみ処理施設、し尿処理施設

① ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	備 考
彦根犬上広域行政組合 中山投棄場	彦根市	26-5250	237,000m ³	一般廃棄物最終処分場
湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	東近江市	45-0366	22.0 t / 日	ゴミ処理施設（RDF）

② し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備 考
湖東広域衛生管理組合	豊郷町 八町 500	35-4058	80.0kl / 日	61,000 人	

11 水防・危険箇所等

(1) 河川重要水防区域

番号	河川名	左 右 岸	管 理 水防団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対策水防 工法
				区 域	延長	区 域	延長	区 域	延長			
					m		m		m			
128	南川	左 右 岸	甲良町	豊郷町境より上流 一級河川起点まで 両岸 2,080m	4,160							
135	犬上川	左 右 岸	甲良町	彦根市境より上流多 賀町境まで 左岸 5,000m	5,000	彦根市境より名神高 速道路まで 左岸 4,500m	4,500	近江鉄道より下流 左岸 300m オリエンタル白石 滋賀工場付近 左岸 700m 日本研削砥粒 関西事業所付近 左岸 1,000m 国道 307 号(福寿橋) より上流 左岸 300m	2,300	護岸老朽	人家 231 戸 田 41ha 道路 4,400m	木流し工
147	四の井川	左 右 岸	甲良町	彦根市境より上流 両岸 1,680m	3,360							
148	正楽寺川	左 右 岸	甲良町	犬上川合流点より上 流 両岸 880m	1,760							

出典 滋賀県水防計画（資料編）令和 2 年度

(2) 防災重点ため池

溜池名	所在地	管理者	受益面積	ため池の規模					予想される被害				備考
				提高	提長	貯水量	経過年数	危険箇所及び状態	人家	公共建物	鉄道道路	農地	
			ha	m	m	m ³	年		戸	棟	m	ha	
西蓮池	正楽寺	正楽寺区長	10.0	2.4	160.0	5,000	300	堤体漏水 余水吐	35	2	150	17.0	
海東池	〃	〃	4.0	3.0	140.0	6,000	200	余水吐 底樋・堤体	20	—	200	15.0	
福溜	池寺	甲良町	0.0	9.0	94.3	29,000	249	余水吐 放水路欠損	60	1	300	20.0	
長溜	〃	池寺区	36.0	8.5	90.0	21,000	300	—	—	1	1,100	2.0	
湯屋溜	〃	〃	36.0	6.0	60.0	3,000	200	—	—	1	1,000	2.0	
若宮池	〃	〃	39.0	8.0	180.0	15,000	200	堤防老朽 余水吐老朽	10	—	2,000	30.0	
新池	〃	〃	40.0	9.0	85.0	13,000	200	堤体	—	—	150	0.5	
新右エ門溜	〃	〃	40.0	5.0	60.0	13,000	200	堤体・余水吐 底樋	—	—	60	—	
船溜	〃	〃	40.0	3.5	50.0	3,000	200	余水吐・底樋 放水路	—	—	—	—	
柿内溜	〃	〃	1.3	5.0	115.0	7,000	200	堤体老朽	—	—	115	1.3	

出典 滋賀県水防計画（資料編）令和2年度

(3) 水防施設等

① 水防倉庫

所轄	水防管理団体名	河川名	倉庫名称	所在地			管理者名	坪数
				郡市	町村	字		
湖東	甲良町	犬上川	防災水防センター	犬上	甲良	小川原	甲良町	20

② 気象観測施設の整備状況

雨量観測所

観測所名	所在地	設置場所	備考
彦根	彦根市城町 2-5-25	彦根地方気象台	AMeDAS

水位観測所

河川名等	観測所名	所在地	管理者	備考
犬上川	金屋頭首工	甲良町金屋	犬上川沿岸土地改良区	

積雪観測所

観測所名	位置	管理者	備考
甲良	甲良町金屋	犬上川沿岸土地改良区	

震度観測所

観測所名	位置	管理者	備考
甲良	甲良町在土 353-1	甲良町役場	

(4) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域

① 土石流

番号	所在地		区域名	番号	警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
1	甲良町	正楽寺	正楽寺谷	1442001	平成 19 年 3 月 16 日	—
2	甲良町	正楽寺	正楽寺川支流	3442003	平成 20 年 2 月 12 日	—
3	甲良町	池寺	南川支流	2442002	平成 20 年 10 月 10 日	同左
4	甲良町	池寺、長寺	南川支流	3442004	平成 20 年 10 月 10 日	—
5	甲良町	池寺	南川支流	1442005	平成 21 年 12 月 25 日	同左
6	甲良町	正楽寺	正楽寺川支流	3442006	令和 2 年 12 月 1 日	同左

② 急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名	番号	警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
1	甲良町	正楽寺	正楽寺(1)	I－5743	平成 19 年 3 月 16 日	同左
2	甲良町	池寺	池寺	I－5744	平成 20 年 10 月 10 日	同左
3	甲良町	池寺	池寺(4)	II－5717	平成 20 年 10 月 10 日	同左
4	甲良町	池寺	池寺(2)	I－5745	平成 21 年 12 月 25 日	同左
5	甲良町	池寺	池寺	I－5746	平成 23 年 3 月 25 日	—
6	甲良町	池寺	池寺(5)	I－5861	令和 2 年 12 月 1 日	同左
7	甲良町	長寺	長寺(1)	I－5862	令和 2 年 12 月 1 日	同左
8	甲良町	正楽寺	正楽寺(2)	III－5860	令和 2 年 12 月 1 日	同左

出典 滋賀県ホームページ

(5) 土石流危険渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流概要				保全対象					土石流災害	砂防指定地	備考
				町	字	渓流長(km)	渓流面積(km ²)	川幅(m)	代表的な地質条件	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者施設	その他の公共施設	耕地面積(m ²)			
1442001	淀川	正楽寺川	正楽寺谷	甲良町	正楽寺	0.18	0.06	4.0	一般(風化岩地帯)	23	6			1500		有	

出典 滋賀県水防計画(資料編) 令和2年度

(6) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	斜面区分	箇所名	所在地		地形			保全対象		
			町村	字	傾斜	延長	高さ	人家戸数	公共施設等	数量
					(°)	(m)	(m)			(戸)
5743	自然斜面	正楽寺	甲良町	正楽寺	35	40	30		その他(寺)	1
5744	自然斜面	池 寺	甲良町	池寺	35	70	20		その他(レストラン)	1
5745	自然斜面	池寺②	甲良町	池寺	37	40	15		その他(寺)	1
5746	自然斜面	池寺③	甲良町	池寺	36	40	30		その他(寺)	1

出典 滋賀県水防計画(資料編) 令和2年度

(7) 山地災害危険地区

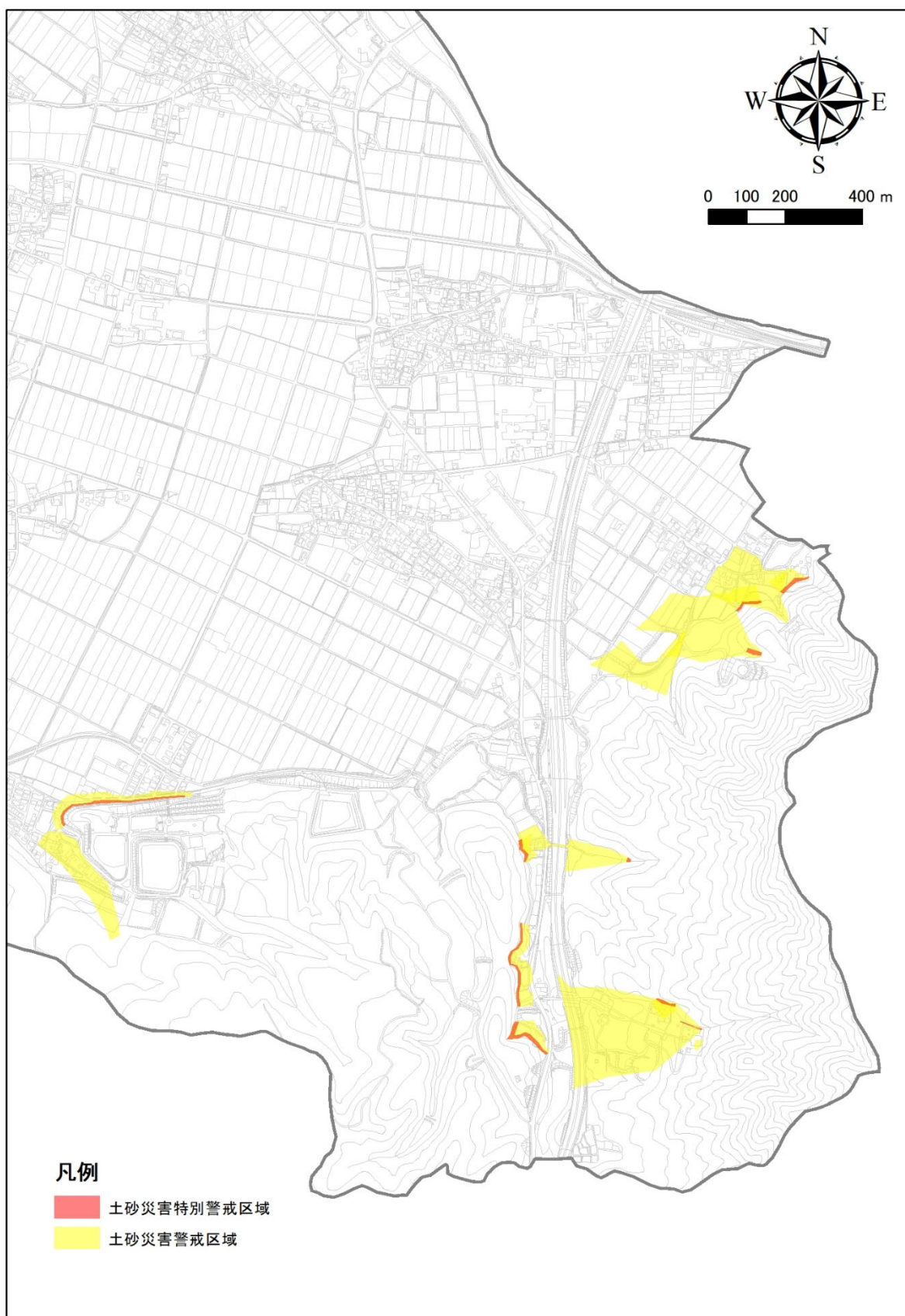
① 山腹崩壊危険地区

箇所番号	地区名	所在地	保全対象
442-001	本 堂 山	甲良町池寺	人 家 6 戸 道 路
442-002	勝 楽 寺	〃 正楽寺	〃 1 戸 〃

② 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	地区名	所在地	保全対象
442-001	本 堂 山	甲良町池寺	人 家 1 1 戸 道 路

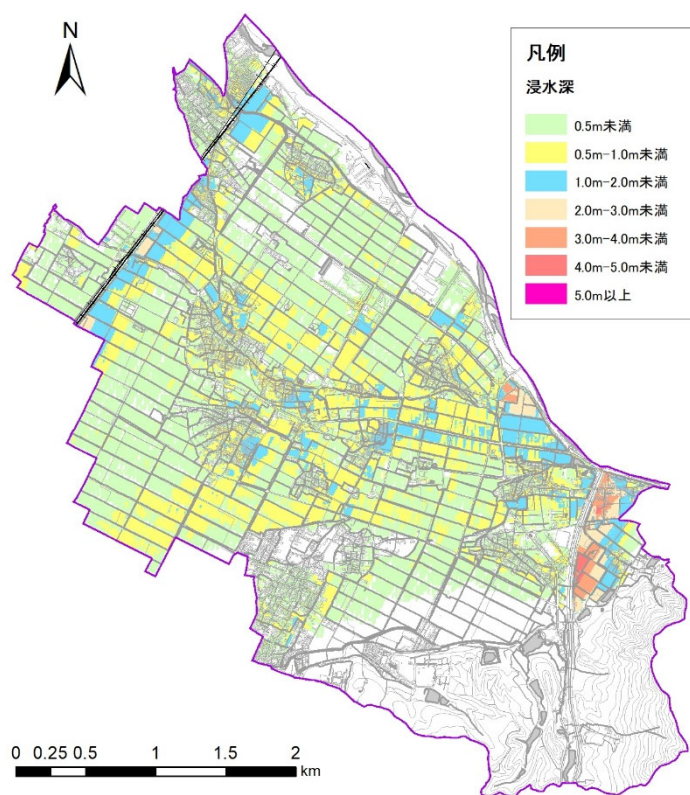
(8) 土砂災害警戒区域等位置図



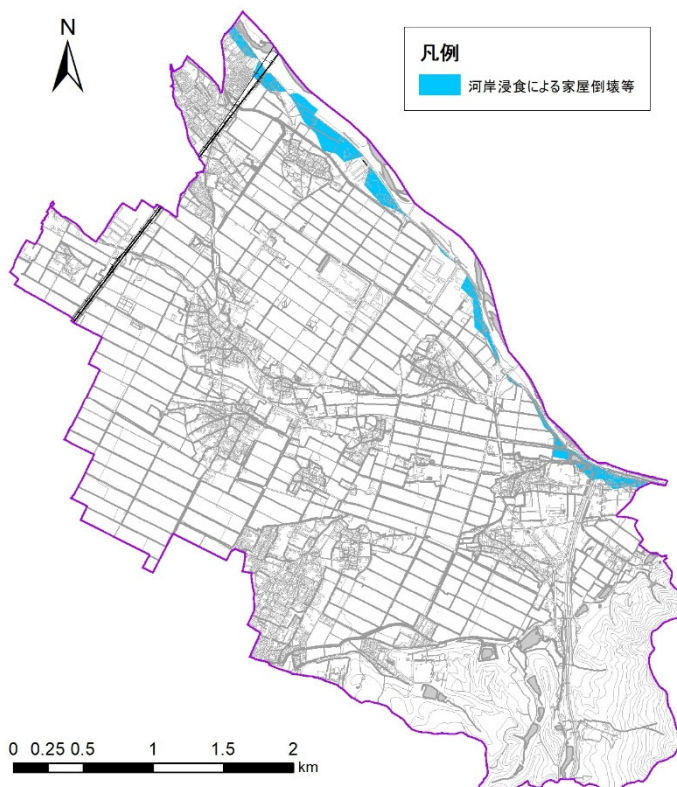
(9) 浸水想定区域

① 犬上川洪水浸水想定区域

ア 最大浸水深図（想定最大規模）

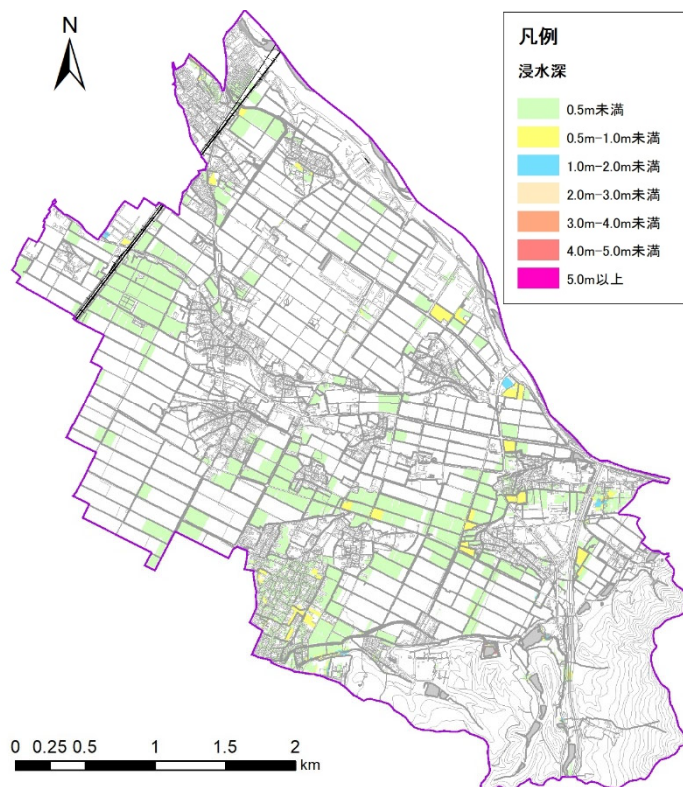


イ 家屋倒壊等（河岸浸食）

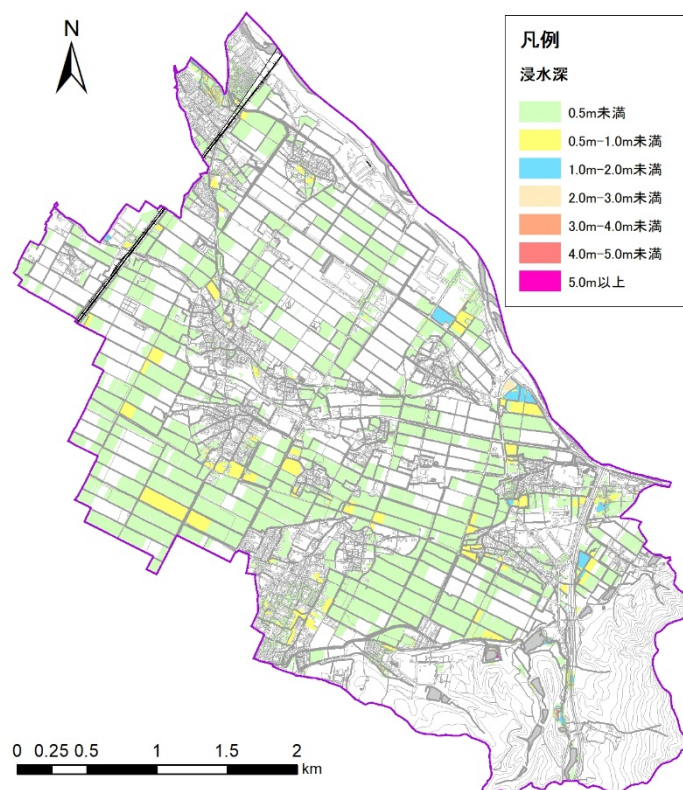


②地先の安全度マップ

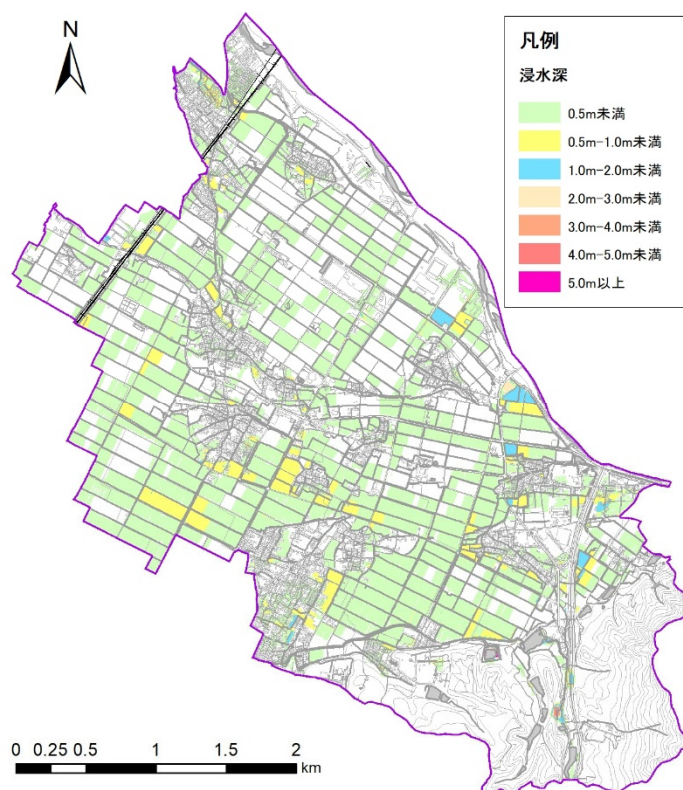
ア 最大浸水深図（10 年確率）



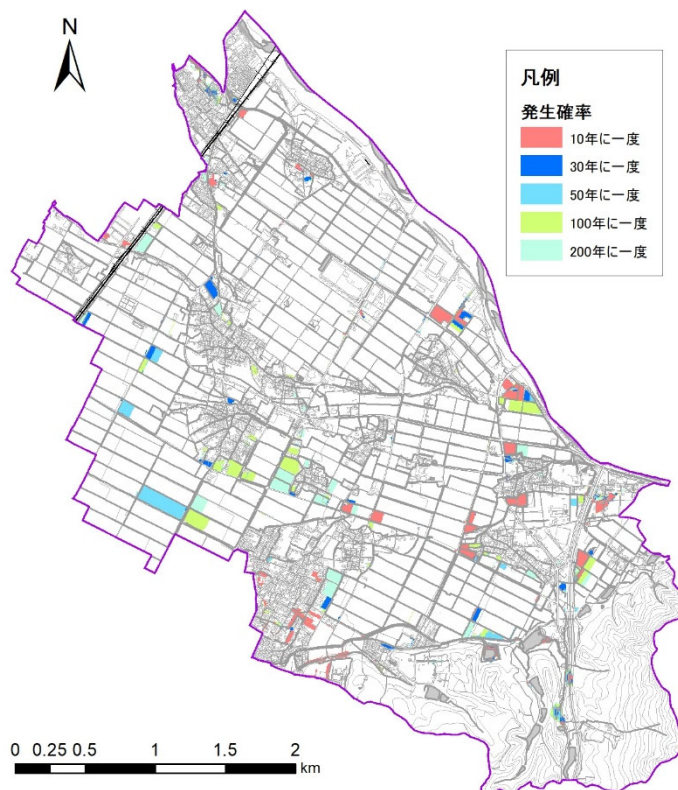
イ 最大浸水深図（100 年確率）



ウ 最大浸水深図（200 年確率）



エ 床上浸水 発生確率図



(10) 危険物貯蔵所

① 屋内貯蔵所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
オリエンタル白石(株) 滋 賀 工 場	小川原 1080	28-0127	ユニバーサル製缶(株) 滋 賀 工 場	在士 681	38-2001
(株) 永 楽 屋 彦 根 工 場	尼子 411	38-3115	(株) セ キ ノ 興 産 店 彦 根	北落 1259	38-8250
第 一 化 成 (株) 滋 賀 工 場	長寺 800	37-2144			

② 屋外タンク貯蔵所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
古 川 A S (株)	尼子 1000	38-4150	第 一 化 成 (株) 滋 賀 工 場	長寺 800	37-2144

③ 屋内タンク貯蔵所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
第 一 化 成 (株) 滋 賀 工 場	長寺 800	37-2144			

④ 地下タンク貯蔵所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
オリエンタル白石(株) 滋 賀 工 場	小川原 1080	28-0127	甲良町保健福祉センター	在士 357-1	38-5151
ヒールム甲良総合センター	北落 1257	38-4670			

⑤ 給油取扱所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
(株)岡田重機運輸	尼子 1760-3	38-4377	神野石油	横関 744	38-2064
富田屋石油	長寺 511-1	38-3088	山河商事	小川原 1461	25-3004
ヒールム甲良総合センター	北落 1257	38-4670			

⑥ 一般取扱所

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
オリエンタル白石(株) 滋 賀 工 場	小川原 1080	38-0127	甲 良 東 小 学 校	横関 215	38-3100
甲良西小学校	在士 625	38-3000			

⑦ 高圧ガス・L P ガス施設

取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号	取扱業者名	取扱業者 住 所	電話番号
阪 東 マ ル 井 (株)	下之郷 790	38-2793	ユニバーサル製缶(株) 滋 賀 工 場	在士 681	38-2001

12 災害履歴

(1) 地震災害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事 項
明治 24 年 10 月（1891 年）	28 日、濃尾地震。県下、激しい揺れ。家屋倒壊多数あり。
明治 32 年 3 月（1899 年）	7 日、彦根町で強い揺れ。
明治 42 年 8 月（1909 年）	14 日、姉川地震。燈籠の倒れたもの所々あり。
昭和 19 年 12 月（1944 年）	7 日、東南海地震。彦根で震度 5。
昭和 21 年 12 月（1946 年）	21 日、南海地震。彦根で震度 5。彦根地方で家屋全壊 1 棟。
平成 7 年 1 月（1995 年）	17 日、阪神・淡路大震災。彦根地方気象台発表 震度 5

(2) 風水害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事 項
明治 29 年 9 月（1896 年）	台風・前線。死者 3 名、流失家屋 113 戸。
大正 2 年 10 月（1913 年）	2～3 日、台風。住家浸水 7 戸。
大正 10 年 9 月（1921 年）	25～26 日。台風。負傷者 3 名、住家全壊 51 戸。
昭和 9 年 9 月（1934 年）	21 日、室戸台風。重傷者 11 名。住家 20 戸。
昭和 28 年 9 月（1953 年）	25 日、13 号台風。（5313）。多賀町で河川決壊・氾濫。
昭和 34 年 9 月（1959 年）	26 日、伊勢湾台風（5915）。犬上川の被害大。
昭和 44 年 7 月（1969 年）	3～11 日、大雨。床下浸水（豊郷）
昭和 45 年 1 月（1970 年）	30～31 日、低気圧。犬上川で公共土木施設被害。
昭和 45 年 6 月（1970 年）	14～15 日、大雨。農林施設被害。
昭和 45 年 7 月（1970 年）	5～6 日、台風。農林施設被害。
昭和 46 年 7 月（1971 年）	6～8 日、台風 13 号と寒冷前線による雨。被害多数。
昭和 46 年 7 月（1971 年）	22～27 日、大雨。被害多数。
昭和 46 年 8 月（1971 年）	30～31 日、大雨。被害多数。
昭和 46 年 9 月（1971 年）	6～7 日、秋雨前線による大雨。多賀町、一部学校休み。
昭和 47 年 9 月（1972 年）	16～17 日、台風。大君ヶ畑地区で増水のため 7 人避難。
昭和 49 年 7 月（1974 年）	24～25 日、大雨。住家、農林用施設被害。
昭和 49 年 8 月（1974 年）	25～26 日、大雨。農産物、農林施設被害。
昭和 50 年 8 月（1975 年）	21～23 日、台風。住家被害。
昭和 51 年 6 月（1976 年）	9 日、梅雨前線豪雨。住家、農林関係被害。
昭和 51 年 9 月（1976 年）	台風 17 号の前線による大雨。住家、農林関係被害。
昭和 52 年 9 月（1977 年）	8～9 日、台風。公共土木施設被害。
昭和 54 年 9～10 月（1979 年）	30 日～10 月 1 日、台風。住家、土木関係その他被害。
昭和 56 年 11 月（1981 年）	2 日、強風。農業施設、農作物被害。
昭和 57 年 8 月（1982 年）	1～2 日、台風。住家、農林水産、土木関係被害。
昭和 61 年 6～7 月（1986 年）	16 日～7 月 23 日、梅雨前線豪雨。土木関係被害。
昭和 62 年 7 月（1987 年）	14～21 日、梅雨前線豪雨。農林水産被害。
平成 2 年 9 月（1990 年）	19 日、台風 19 号。床下浸水、田畑冠水、崖崩れ、土石流。
平成 5 年 6 月（1993 年）	1 日、強風。農業用パイプハウスの全半壊等。
平成 5 年 6 月（1993 年）	29 日、大雨。多賀町で国道 306 号一時通行止め。
平成 5 年 9 月（1993 年）	9 日、台風 14 号。甲良町池寺の名神高速一時通行止め
平成 6 年 9 月（1994 年）	29～30 日、台風 26 号。農林水産被害。

(3) 雪害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事 項
大正 7 年 1 月（1918 年）	大雪。積雪量 139cm（佐目）。
昭和 9 年 1・2 月（1934 年）	大雪。久徳村で公会堂 1 棟、多賀村で農業倉庫 1 棟全壊。
昭和 11 年 2 月（1936 年）	大雪。積雪量 100cm 以上。
昭和 26 年 1 月（1951 年）	大雪。積雪量 24～30cm（山間部）、9～15cm（平地）。
昭和 30 年 1 月（1955 年）	大雪。積雪量 60cm（多賀町桃源）。
昭和 49 年 1 月（1974 年）	18～19 日、大雪。農林関係被害。
平成 7 年 12 月（1995 年）	24～27 日、大雪。

(4) 干ばつ被害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事 項
大正 12 年 7～8 月（1923 年）	この期間中ほとんど雨がなく、多少の干害。
昭和 2 年 7 月（1927 年）	かなりの干害。収穫の見込なき反別：犬上 2,359 反。
昭和 4 年 7 月（1929 年）	干天が続く。田面亀裂：犬上 1,435 反。
昭和 10 年 4～6 月（1935 年）	干害。水論を引き起こす。
昭和 14 年 5～9 月（1939 年）	3 期にわたる干害。多大な被害。
昭和 22 年 8 月（1947 年）	干害。昼夜の別なく水入りに懸命。
昭和 48 年 6～8 月（1973 年）	干害。農林水産被害。
平成 6 年 6～8 月（1994 年）	渇水による農林水産被害。

(5) 雷雹災害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事 項
延宝 2 年 6 月（1674 年 7 月）	長さ 2 尺、幅 7 寸、厚さ 3 寸の雹降る。前代未聞。
明治 44 年 8 月（1911 年）	河瀬村で落雷、民家焼失。
明治 45 年 4 月（1912 年）	小豆大の雹。
大正 9 年 7 月（1920 年）	29 日、甲良村内の民家に落雷。
大正 9 年 8 月（1920 年）	27 日、高宮町内の杉の木に落雷。
大正 11 年 8 月（1922 年）	2 日、近年希な大雷雨。福満村戸賀の民家 2 戸全焼。
大正 11 年 9 月（1922 年）	7 日、西甲良村内小屋、豊郷村内民家全焼。
大正 14 年 3 月（1925 年）	12 日、強雷。
大正 15 年 9 月（1926 年）	14 日、雷雨、降雹。農作物被害甚大、草葺き家 1 棟全焼。
昭和 2 年 5 月（1927 年）	22 日、土田街道に落雷、通行人 1 人死亡。降雹もあり。
昭和 4 年 7 月（1929 年）	25 日、亀山村内民家、少女 1 人感電即死。
昭和 4 年 8 月（1929 年）	27 日、高宮町内工場、東海道線に落雷。
昭和 8 年 6 月（1933 年）	14 日、彦根町に落雷。
昭和 9 年 7 月（1934 年）	9 日、西甲良村の民家に落雷。
昭和 25 年 8 月（1950 年）	3 日、高宮町内電車架線上に落雷。
昭和 45 年 9 月（1970 年）	15 日、突風と降雹、犬上川附近。
平成 17 年 6 月（2005 年）	4 日、降雹、甲良町北部の民家・農作物に被害。

13 被災者支援制度

(1) 災害復興住宅融資制度

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)			
支援の種類	融資			
支援の内容	・ 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・ 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。			
		構造等	融資限度額	返済期間
	基本 融資額	耐火住宅	1650万円	35年
		準耐火住宅	1650万円	35年
		木造住宅(耐久性)	1650万円	35年
		木造住宅(一般)	1650万円	25年
	特例加算		510万円	併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間
	土地取得費		970万円	
	整地費		440万円	
活用できる方	・ 自分が居住するために住宅を建設する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)			
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構			

制度の名称	災害復興住宅融資(新築購入、リ・ユース購入)		
支援の種類	融資		
支援の内容	・自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資 ・融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下の住宅 ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。		
	■新築住宅の購入		
		構造等	融資限度額
	基本融資額	耐火住宅	1460万円
		準耐火住宅	1460万円
		木造住宅(耐久性)	1460万円
		木造住宅(一般)	1400万円
	特例加算		450万円
	土地取得費		970万円
			併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間
	■中古住宅の購入		
	構造等	融資限度額	
		リ・ユース	リ・ユースプラス
	耐火住宅	1160万円	1460万円
	準耐火住宅	1160万円	1460万円
	木造住宅(耐久性)	1160万円	1460万円
	木造住宅(一般)	950万円	—
	特例加算	450万円	450万円
	土地取得費	970万円	970万円
	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
		リ・ユースプラス住宅	35年
	マンション	リ・ユースマンション	25年
		リ・ユースプラスマンション	35年
活用できる方	・自分が居住するために住宅を建設する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)		
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)			
支援の種類	融資			
支援の内容	・ 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・ この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる(ただし、返済期間は延長できない)。			
		構造等	融資限度額	返済期間
	基本融資額	耐火住宅	640 万円	20 年
		準耐火住宅	640 万円	20 年
		木造住宅	590 万円	20 年
	整地費	380 万円	併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間	
引方移転費用				
活用できる方	・ 自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象			
問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構			

(2) 日本政策金融公庫の融資制度

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	■株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている。 ・農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金融資 ・農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金融資 ・農業基盤整備資金：農地・牧野またはその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金融資 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金融資 ・漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金融資 ■上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がある。
活用できる方	・農林漁業者
問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

(3) 天災融資制度

制度の名称	天災融資制度																																																	
支援の種類	融資																																																	
支援の内容	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。																																																	
	・天災融資制度の内容は次のとおり																																																	
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】																																																	
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">度額 区分</th><th colspan="3">融 資 限</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table>				度額 区分		融 資 限			①損失額の%	①または②のどちらか低い金額		②万円					個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000
	度額 区分		融 資 限																																															
			①損失額の%	①または②のどちらか低い金額																																														
				②万円																																														
				個人	法人																																													
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																													
		一般農業者	45	200	2,000																																													
林業者		45	200	2,000																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																														
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																														
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																														
	一般漁業者	50	200	2,000																																														
・被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。																																																		
【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】																																																		
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">度額 区分</th><th colspan="3">融 資 限</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table>				度額 区分		融 資 限			①損失額の%	①または②のどちらか低い金額		②万円					個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	
度額 区分		融 資 限																																																
		①損失額の%	①または②のどちらか低い金額																																															
			②万円																																															
			個人	法人																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																														
	一般農業者	60	250	2,000																																														
林業者		60	250	2,000																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																														
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																														
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																														
	一般漁業者	60	250	2,500																																														
・貸付利率、償還期限は次のとおり																																																		
<table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>ウ)特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table>				資格者	貸付利率	償還期限	ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																			
資格者	貸付利率	償還期限																																																
ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																
イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																
ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																
※実際の貸付利率は、天災融資法の発令時に決定される。																																																		
※償還期限は、資金の内容等により異なる。																																																		
活用できる方	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象																																																	
	(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者																																															
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																															
	2 樹体の損失額が30%以上																																																	
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																															
2 林業施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上																																																
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																																
2 水産施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上																																																
問い合わせ	市町村																																																	

14 原子力災害対策関連

(1) 本町に関連する原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	認可出力	本格運転開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	敦賀市明神町1	1号炉	沸騰水型軽水炉(BWR)	35.7万k W	S45.3.14 H27.4.27 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	116.0万k W	S62.2.17
新型転換炉原型炉 ふげん	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市明神町3	—	新型転換炉(ATR)	16.5万k W	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市白木2	—	高速増殖炉(FBR)	28.0万k W	平成30年3月28日に廃止措置計画認可
美浜発電所	関西電力株式会社	三方郡美浜町丹生	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	34.0万k W	S45.11.28 H27.4.27 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	50.0万k W	S47.7.25 H27.4.27 運転終了
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	82.6万k W	S51.12.1
大飯発電所	関西電力株式会社	大飯郡おおい町大島	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	117.5万k W	S54.3.27 H30.3.1 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	117.5万k W	S54.12.5 H30.3.1 運転終了
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	118万k W	S60.1.17
			4号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	118万k W	S60.6.5
高浜発電所	関西電力株式会社	大飯郡高浜町田ノ浦	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	82.6万k W	S49.11.14
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	82.6万k W	S50.11.14
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	87.0万k W	S60.1.17
			4号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	87.0万k W	S60.6.5

* BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

(2) 県放射性物質拡散予測シミュレーションの概要

1 前提条件

(1) 放射性物質

福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

ア キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、2 号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量はもっとも高い 3 号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

イ ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 $2.0 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13 時から 17 時まで $4.0 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が 6 時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所 1 号機の排出塔の高さを踏まえ、44m~73m とする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年(2010 年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを元に、日中 9 時から 15 時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1 \text{m/s}$)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

2 予測結果

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置を講ず

べき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径 43km となった。

一方、International Atomic Energy Agency(国際原子力機関、以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域：50～100mSv)は、16 市町に及び、最大距離は敦賀発電所から半径 79km となった。

(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの場合

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径 42km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18 市町に及び、最大距離は美浜発電所から半径 89 km となった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの場合

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 32km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 63 km となった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの場合

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となる地域はない。

また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

(5) 総合考察

上記の結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測される。

<放射性ヨウ素の拡散予測図>

■災害の想定

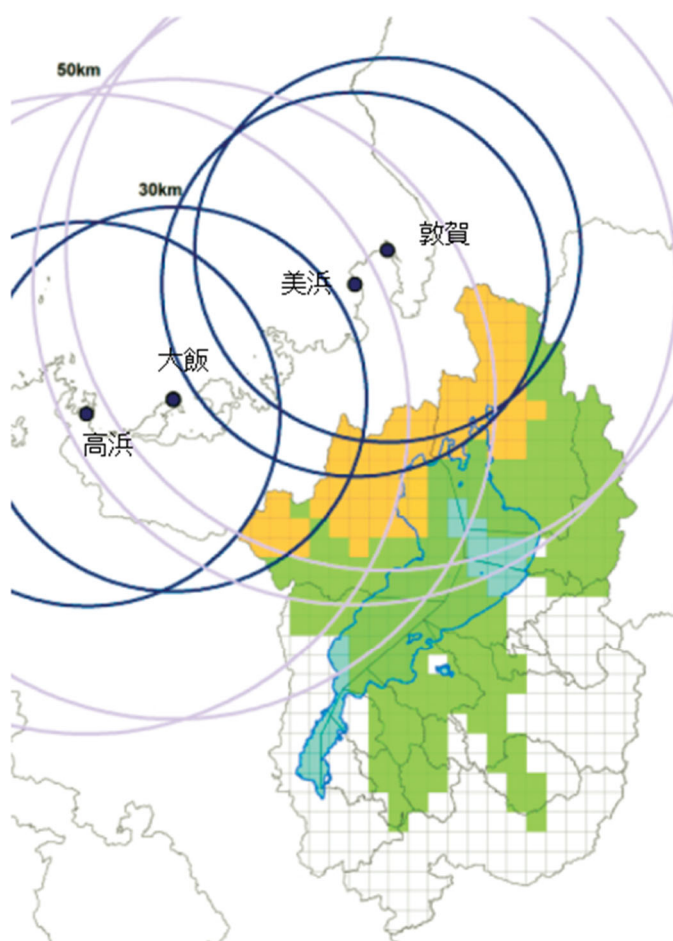
敦賀、美浜、大飯、高浜原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同規模の放射性物質が外部に放出したことを想定しています。

放射性物質は、福島第一原子力発電所事故において放出量が多かった希ガス（キセノン）とヨウ素の放出を想定しています。

(※あくまでも予測であり、実際に屋内退避等の指示がでる範囲とは異なりますのでご注意ください。)



※甲状腺被ばく等価線量



滋賀県琵琶湖環境科学研究センター予測図

(3) 原発事故で放出される主な人工放射性核種と半減期

(1) キセノン 133

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・ 常温で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 5.3 日

(2) クリプトン 85

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・ 常温で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線(ごくわずか)
- ・ 半減期 約 11 年

(3) ヨウ素 131

184℃で気体になるため、原発事故で非常に放出されやすい。

ヨウ素は必須微量元素で、咽喉(のど)の近くの甲状腺に集められ成長ホルモンの成分になる。呼吸や水・食物をとおして放射性ヨウ素を取りこむと、ふつうのヨウ素と同じように甲状腺に集められ、甲状腺が集中的に被ばくする。ヨウ素 131 の半減期は 8 日なので半年後にはほとんど消滅するが、遺伝子についた傷が残ると、甲状腺ガンを引き起こす。

- ・ 184℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 8 日

(4) セシウム 134

184℃で気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。

セシウム 134 は、半減期が約 2 年である。セシウムは土壌粒子と結合しやすいため地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、汚染の原因になる。

- ・ 184℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 2.0652 年

(5) セシウム 137

678℃で気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。セシウム 137 は、半減期が 30 年と長い。またセシウムは土壌粒子と結合しやすいため長い間地表から流されない。このため、短寿命の放射性核種やヨウ素 131 が消滅したあとにも残る。地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、長期汚染の原因になる。

- ・ 678℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線
- ・ 半減期 30.1 年

(6) プルトニウム 239

プルトニウム 239 は原発事故ではあまり遠方には放出されず、大部分は事故原発の敷地周辺にとどまると思われるが、毒性が強いので注意を要する。プルトニウム 239 の半減期は長く 2 万

4 千年もある。

- 3228 °C で気体
- 放射線 アルファ線
- 半減期 2 万 4 千年
- 毒性が強い

(4) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み

- ① 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ② ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 ⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ③ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ④ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

⑤ 原子炉の運転等のための施設（①から④までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するEAL （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分に お ける措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 1 5 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

(5) 用語説明

① EAL、(Emergency Action Level)

原子力発電所における緊急事態の区分（緊急時活動レベル）のこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準である。

② OIL (Operation Intervention Level)

原発事故が発生した場合における運用上の介入レベルのこと。放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準となる。

③ 被ばくの経路

○ 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることをいう。

○ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることをいう。

④ 環境放射線

環境放射線は自然放射線と人工放射線に分類される。自然放射線とは、自然界にもともと存在している放射線である。人工放射線とは、人間が作り出した放射線のこと。核実験や原子力事故などで放出された放射性物質によるものである。

⑤ 環境放射線モニタリング

環境放射線モニタリングとは、環境中の放射線量を測定することで、平常時の環境放射線モニタリング（以下「平常時モニタリング」という。）と平常時モニタリングの強化及び緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に区分される。

平常時モニタリングの目的は、原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等の線量が、1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認し、その結果を周辺住民等に提供することである。

緊急時モニタリングの目的は、原子力施設において緊急事態が発生した場合に、避難、飲食物摂取制限等の放射線防護対策（以下「防護対策」という。）に必要な情報を収集し、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民等への影響の評価に資することである。

⑥ スクリーニング

「スクリーニング」とは、「避難所等に収容された周辺住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすること」である。スクリーニングは、避難時や防災対策区域からの退出時など、放射性物質による汚染などの異常の有無を確認する必要がある場合に行う。

○身体除染スクリーニング

「急性放射線障害の防止」のための身体除染スクリーニングは、体表面汚染による皮膚障害をは

じめとする「人」の急性放射線障害の可能性に対する迅速な対処のために用いる。測定対象は手足を含む全身とする。

○吸入による内部被ばくスクリーニング

「吸入による内部被ばくの抑制」のための吸入による内部被ばくスクリーニングは、主に放射性ヨウ素による内部被ばくの対策の必要性の判断のために用いる。

○汚染拡大防止スクリーニング

汚染拡大防止スクリーニングは、原子力発電所敷地内や警戒区域等から出る「人」や「物品」に放射性物質が付着して特定の区域の外に移動することを防ぐ、「汚染拡大防止」を目的とするものである。

○医療機関の患者受入れのスクリーニング

患者の放射性物質汚染状況に関する情報を取るとともに、医療機関が患者を受け入れた場合の放射性物質による汚染の二次的拡大を防ぐ措置を予め施すことに使われる。

⑦ 安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

＜安定ヨウ素剤の予防的服用に関する提言骨子（案）＞（被ばく医療分科会）

- 「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」に沿った安定ヨウ素剤の予防的服用の方針を定めるべきである。
- 安定ヨウ素剤の各戸事前配布を検討するべきである。
- 安定ヨウ素剤の服用指示の実施手続き、判断基準等を明確にするべきである。
- 安定ヨウ素剤の予防服用の抜本的見直しと併せて、関連法制度についても検討を進めるべきである。

⑧ 単位

放射能や放射線の量は次のような単位で表す。

- ・放射能の強さはベクレル(Bq)。
- ・放射線のエネルギーがどれだけ物質に吸収されたか（吸収線量）はグレイ(Gy)。
- ・人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト(Sv)
- ・ μSv はシーベルト(Sv)の百万分の1
- mSv はシーベルト(Sv)の千分の1の値を表す。
- ・ $\mu\text{Sv/h}$ は1時間当たりの値を示す。

